

平成23年第7回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成23年12月7日（水曜日）

○議事日程

平成23年12月7日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|---------|
| 1 番 | 松 村 | 学 君 | 2 番 | 土 井 | 章 君 |
| 3 番 | 山 田 | 耕 治 君 | 4 番 | 中 林 | 堅 造 君 |
| 5 番 | 山 本 | 久 江 君 | 6 番 | 重 川 | 恭 年 君 |
| 7 番 | 三 原 | 昭 治 君 | 8 番 | 木 村 | 一 彦 君 |
| 9 番 | 横 田 | 和 雄 君 | 10 番 | 高 砂 | 朋 子 君 |
| 11 番 | 山 根 | 祐 二 君 | 12 番 | 斉 藤 | 旭 君 |
| 13 番 | 河 杉 | 憲 二 君 | 14 番 | 青 木 | 明 夫 君 |
| 15 番 | 弘 中 | 正 俊 君 | 16 番 | 大 田 | 雄 二 郎 君 |
| 18 番 | 佐 鹿 | 博 敏 君 | 19 番 | 行 重 | 延 昭 君 |
| 20 番 | 久 保 | 玄 爾 君 | 21 番 | 今 津 | 誠 一 君 |
| 22 番 | 山 下 | 和 明 君 | 23 番 | 藤 本 | 和 久 君 |
| 24 番 | 田 中 | 敏 靖 君 | 25 番 | 田 中 | 健 次 君 |
| 27 番 | 安 藤 | 二 郎 君 | | | |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------|-------------|
| 市 長 | 松 浦 正 人 君 | 副 市 長 | 中 村 隆 君 |
| 会 計 管 理 者 | 安 田 憲 生 君 | 財 務 部 長 | 本 廣 繁 君 |
| 総 務 部 長 | 阿 川 雅 夫 君 | 総 務 課 長 | 福 谷 真 人 君 |
| 生 活 環 境 部 長 | 柳 博 之 君 | 産 業 振 興 部 長 | 梅 田 尚 君 |
| 土 木 都 市 建 設 部 長 | 権 代 眞 明 君 | 健 康 福 祉 部 長 | 田 中 進 君 |
| 教 育 長 | 杉 山 一 茂 君 | 教 育 部 長 | 藤 井 雅 夫 君 |
| 上 下 水 道 事 業 管 理 者 | 浅 田 道 生 君 | 上 下 水 道 局 次 長 | 岡 本 幸 生 君 |
| 消 防 長 | 秋 山 信 隆 君 | 代 表 監 査 委 員 | 和 田 康 夫 君 |
| 入 札 検 査 室 長 | 福 田 一 夫 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 山 本 森 優 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 高 橋 光 之 君 | 監 査 委 員 会 事 務 局 長 | 永 田 美 津 生 君 |

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、藤本議員、24番、田中敏靖議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告に従い進行したいと思いますので、よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、16番、大田議員。

〔16番 大田雄二郎君 登壇〕

○16番（大田雄二郎君） おはようございます。明政会の大田雄二郎でございます。

10月に開かれた山口国体と全国障害者スポーツ大会山口大会で、山口県は国体で悲願の天皇杯、男女総合優勝を獲得、山口大会で過去最多の172個のメダルを手にしました。運営に協力、支援されたボランティアら419個人・団体に、実行委員会会長の二井知事から感謝状が贈られました。また、知事は「各分野の代表者に被災地振興に向けて力強いエールを送る大会となった。大会にかかわった県民全員のおかげで、競技だけでなく、お

もてなしの心でも天皇杯が取れた」と感謝の言葉を述べられました。

防府市でも少年女子バレーボール競技と少年女子バスケットボール競技、軟式野球競技、自転車競技等が実施され、防府市民や自治会長を初めとして自治会役員の皆様、民泊家族の皆様により、日本全国から来られた選手や役員、応援団のお世話をしていただき、ありがとうございました。そして、地元の誠英高校女子バレーボール部と防府高校の小田桃花選手、剣道、弓道、馬術が全国優勝できたのも、皆様の応援のおかげです。感謝を申し上げます。

それでは、通告の順に従い質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に、自転車の安全走行とマナー教育、罰則についてお聞きします。

警察庁が、歩行者保護を柱とする自転車総合対策を打ち出しました。「自転車は原則車道を走る」「歩道では歩行者優先という考えを徹底させる」ということですが、防府市内の自転車の安全走行とマナー教育についてお聞きします。

また、自転車の道路交通法違反などへの罰則として、例えば飲酒運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金ですが、その他の違反にも罰則がある自転車安全走行ルールの啓発についてお聞きします。

本日は議長の許可をいただいて、この表と写真を持ち込んでいます。自転車安全利用5則というのがあります。自転車は車道が原則、歩道は例外。2番、車道は左側を通行。3番、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行。4番、安全ルールを守る。飲酒運転、2人乗り、並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認。5番、子どもはヘルメットを着用。

自転車の交通安全ブック、自転車の安全な乗り方という本が防府警察署で販売されています。110円ということで、昨日私も最新版を手に入れました。財団法人全日本交通安全協会発行です。

自転車に安全に乗るために必要な条件。交通の決まりやマナーを理解する。道路交通法では、自転車は自動車やバイクなどと同じ車両の一種で、道路を通行する場合は、車両としての交通の決まりやマナーを守らなければなりません。交通上の決まりやマナーは、単に知識として知るだけではなく、それに従った行動をとることができるよう体で覚え、その内容を十分に理解しなければなりません。また、道路はみんなですごすところなので、お互いを思いやり、譲り合うことが必要です。常に安全な運転に心がけましょう。安全な自転車、普通自転車の確認をする。車体の大きさや構造が定められた要件に合った自転車で、他の車両を牽引していない自転車を普通自転車と言います。自転車は、努めてTSマーク、GISマーク、BAAマーク、SGマークなど自転車の安全性を示すマークのついたもの

を使いましょう。なお、これらのマークのついた自転車でも、安全のため定期的に点検や整備を行いましょう。自転車の正しい乗り方、自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特に次のことに注意しましょう。

自転車の2人乗りは禁止です。ただし、大人の方が幼児用の座席に幼児1人を乗せているとき及び幼児2人を幼児2人用同乗自転車の幼児用座席に乗せるときは別です。

安全の確認と合図。道路はみんなが利用するところですから、これからしようとする行動をほかの車などに知らせること。合図は安全のために大切なことです。発進、停止や右左折をするときは、必ず安全を確かめた後、合図は早めに正しく行いましょう。

停止の合図。右腕を斜め下に出す。右折の合図、手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか、右側の方向指示器を操作する。左折の合図、右腕のひじを垂直に上に曲げるか、左側の方向指示器を操作する。

自転車で交通事故を起こしたとき。自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は直ちに自転車の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければなりません。負傷者の救護は119番通報したり、できる限りの応急、救護処置を行うことが必要です。交通事故を起こすと、過失致死、致傷罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じます。自転車には自動車のような損害を賠償する保険制度がないので、任意保険に加入したり、毎年、自転車安全整備店で点検整備を受け、TSマークに附帯する保険、最大補償額2,000万円に加入するなどの備えが必要です。

以上が自転車の交通安全ブック、自転車の安全な乗り方、財団法人、全日本交通安全協会の最新版、平成23年4月25日の改訂新版に記載されており、監修は警察庁交通局です。

次に、罰則として、携帯電話を操作しながらは5万円以下の罰金になります。山口県道路交通規則。ヘッドホンで音楽を聴きながらは5万円以下の罰金。かさを差しながらも5万円以下の罰金。一時不停止は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金。一時不停止は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金。2人乗りは2万円以下の罰金または科料。夜間の無灯火は5万円以下の罰金。そして飲酒運転は、酒酔いの場合5年以下の懲役または100万円以下の罰金。並進は2万円以下の罰金または科料。そして、ヘルメットを着用しましょう。保護者は13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときには、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。交通事故による頭部のけがは命にかかわります。頭部を守るためにも、ヘルメットを着用しましょう。

以上についてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 16番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 自転車の安全走行とマナー教育、罰則についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、10月25日、警察庁が「自転車は原則車道走行」、歩道では歩行者優先という考え方を徹底させるべく、自転車総合対策について、全国の警察本部を通じて管内の警察署へも通達されたと聞き及んでおります。

しかしながら、内容としてはこれまでの自転車の安全走行ルールと何も変わったところはありません。自転車安全走行に関しましては、ただいま議員御説明されましたように、自転車は原則車道走行だけではなく、車道は左側通行、走行してよい歩道でも歩行者優先、車道寄りを徐行。飲酒運転、2人乗り、並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認というような安全ルールを守る。子どものヘルメット着用という「自転車安全利用5則」というルールがございまして、その違反につきましても、ほとんどに罰則がございまして。

その広報、啓発につきましては、これまでも警察署による小・中学校、高等学校における交通指導をはじめ、市におきましても防府市安全会議や「山口防府バイコロジー運動をすすめる会」による高校での自転車点検、高齢者自転車安全教室、その他の街頭啓発活動等、あらゆる機会を通じでPRしてまいりました。今後も引き続き、警察署をはじめ関係機関との連携を図り、あらゆる世代の自転車利用者が交通事故の当事者にならないよう、自転車の安全走行に関するルールにつきまして、あらゆる機会を通じで広報、啓発をしてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

山口県警察の自転車の安全利用に関するアンケート調査では、10番目に、今後歩道をどのようにしてほしいと思いますかという項目があります。広くしてほしい、今のままでよい、自転車の通行区分を色分けしてほしい、段差、凸凹をなくしてほしいという項目があります。日本で一番成功しているところとしてテレビで紹介されたのが、栃木県宇都宮市です。自転車専用レーンを青色に色分けしたおかげで、自転車事故が4割減少したそうです。担当は宇都宮市役所交通政策課とのことであり、防府市も実施されるかどうかお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） ただいまの御質問で自転車レーンということであったと思いますが、今現在、防府市内におきまして自転車専用レーンといったものを設けておりますのは、ただいま整備中の勝間鐘紡自歩道線で整備しておるものと、あと専用線としましては、周防往還自転車道あるいは佐波川自転車道というのがございます。

そういった中で、現在の道路の中で自転車専用レーンと、こういったものを設けるということでございますけれども、それにつきましては、自転車の通行の多い路線あるいはその路線におきまして、そのような車道、歩道、それに上乗せで自転車レーンが整備できる幅員があるか、そういったことも検討してみたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。次の再質問をさせていただきます。

華城地域交通状況について、防府警察署華城交番の累計によると、この表のとおりです。人身事故は平成22年10月まで44件でしたが、平成23年10月末で69件になり、25件増加しており、156%の増加率です。死者は0人ですが、負傷者が平成22年10月まで34人あったのが、平成23年10月末で83人になり、34人増加しており、169%の増加率です。物損事故は平成22年10月末で265件あったのが、平成23年10月末で260件になり、5件減少しており、98%の減少率です。

この写真は華城小学校から桑山中学校までの市道三田尻西浦線の歩道と車道の危険な場所です。1枚目が華城小学校の東側100メートルで、倉重文華堂西側の水路に鉄板がかかっている歩道と車道。2枚目が同じく華城小学校の東側100メートルで、倉重文華堂前の歩道と車道。3枚目が洋菓子ロアール前から東側の歩道と車道。4枚目がほっともつと防府桑山店前の歩道と車道。5枚目が桑山中学校南側の歩道を分断する場所であり、転倒堰にすれば水路にふたをかけることができますが、そのことについてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） ただいまの御質問にありました、転倒堰のことでよろしいでしょうか。先ほど写真を提示されましたけれども、それぞれ華城地区の市道三田尻西浦線につきましては、いろいろそういった箇所がたくさんございますので、それぞれの箇所で、最近、通学路につきましてはカラー舗装化等もしておりますけれども、そういった、できるところから、まず、いろんな障害の除去について進めていきたいというふうに考えております。

また、転倒堰につきましては、今現在、先ほど議員がおっしゃいましたように、歩道を

分断している取水堰でございますけれども、今、そういった水利権者の方々と協議しながら、転倒堰等の改修が可能であれば、そういったものについて協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 今、お話のあった転倒堰ですね、桑山中学校の南側の歩道を分断しとる分。この分については、私が3年前に市議会議員にならせていただいたときも一般質問で質問させていただいて、おかげさんで、あのときに華城小学校の西側の信号機は設置していただきまして、華城の皆さん含めて、桑山中学校の生徒、市民、喜んでおられますけど、この転倒堰については3年前も質問して、今のその答えをされたんです、市の執行部は。私の前に先輩議員も、今の華城小学校から桑山中学校にかけての市道三田尻線については、もうずっと何十年も前から、危ないということで、こういうふうな一般質問とか地元、華城コミュニティとか、そちらから要望がたくさん出てる案件です。

だから、今おっしゃった桑山中学校の南側の転倒堰について、これは1枚、田んぼが南側にあるだけですけれども、水利代表、防府土地改良区の理事長も、3年前も、それは田んぼの所有者に話に行ってもらって了解がとれればいいですよと、全部道路にふたをして、そうしたらこれは安全になるし、ましてこれから自転車が車道通行を原則で走っていくようになると、こういうふうに車道のそばの歩道部分に水路があって、バリケード、さくがあるから歩行者は通れないんです。自転車もそうです。だから、これは何十年も前から防府市の懸案事項であり、華城校区それから桑中校区の市民が望んだることですけれども、平成何年何月何日にこの南側の田んぼの所有者のところに行かれたか。それで、どういう結果だったか。それをもう一度教えてもらえますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 何年何月に田んぼの持ち主と協議したかという御質問でございますけれども、そういったような協議を進めようということにしておりますので、まだ何月何日というふうにはちょっとお答えしかねるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） それでは、今、回答できないのであれば、後日、私のところにその辺の報告書を全部ください。これについては、今、教育長でいらっしゃる杉山教育長も桑山中学校の校長先生のときに、ここは危ないと。何とかしてほしいということで、私も3年前の一般質問を含めてしたいきさつもありますし、杉山教育長に聞いていただければ、一番よく現地の状況は御存じだと思います。この質問はもうこれにして、今のは前向きな答弁じゃありませんでしたけれども、ありがとうございました。

次の再質問をさせていただきます。

防府市民の安心・安全のために、防府警察署管内の自転車事故の状況についてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 自転車関連の交通事故ということでございますが、平成18年、自転車の関連した事故件数132件、19年、112件、平成20年が115件、21年が94件、平成22年、110件、23年は10月末まででございますが、97件というふうになっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

この後、自転車の車道通行、これが原則どおり実施されるようになり、防府の場合は縁石があって国道、県道それから市道でも道路幅の広いところは、歩道と車道の分離の縁石があって、自転車と歩行者通行可の看板もありますし、そこを通れば安全だと思いますし、一つ市民からの要望が多いのが、防府市の歩道と車道との間、普通自転車通行可という看板が少ないんです。防府市役所から行きますと、防府市役所の信号機のところについてる。その次はもう桑山中学校の角の信号機についてる。その間がほとんどなかったり、それから、先ほどの市道三田尻線を含めて防府市内、自転車と歩行者が通行可という看板が少ないですから、これについてはできる限りたくさん、防府市内につけていただきたいと思います。これが防府市民からの要望でもあり、ぜひともそうしないといけないと思いますけど、それについて答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） この辺につきましては、公安委員会あるいは警察署の所管でございますが、警察署としましては、今おっしゃいましたように看板の設置が非常に少ないということで、今後増やしていくという方向で考えておられるように聞いております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございます。

それでは次、2番目の質問でスポーツセンターのプール新設と指定管理者の市民アンケート実施についてお聞きします。

スポーツセンターのプール新設については、これまでどおり7月と8月の2カ月間しか

利用できないプールにするか、1年間利用できる温水プールにするか、市民アンケート実施についてお聞きします。

プールの新設、改修については、市民から早く完成して利用できるようにしてほしいとの要望がたくさんあります。防府市議会が実施した議会報告会でも、プールの新設、改修についての質問や要望が市民からたくさん出ています。そこで、プールの新設、改修の完成予定時期についてお聞きします。

また、プール施設整備検討委員会がつくられ、第1回会議が7月22日実施済み。第2回会議が8月23日に実施済みであり、その状況をお聞きします。

そして、防府市教育委員会が6月29日から7月13日に3,983人の市民に実施したプールに関するアンケート結果により、防府市に市民プールが必要と回答された市民が92%という結果からも、市民プールは至急必要です。7月と8月の2カ月間しか利用できない屋外プールにするか、1年間利用できる屋内プールの温水プールにするかについては、全市民にアンケートを実施することについてお聞きします。

プールの種類も25メートルプールとの市民アンケート実施についてお聞きします。

プールの種類についても、これまであった25メートルプール7コースと、公認50メートルプール9コース、徒渉プールと滑り台のある子ども用プールだけでよいか、現在、全国的に子どもから大人まで人気のあるウオータースライダー、滑り台、チューブ、リングプール、流れるプール、流水プール、歩行用プール、リラクゼーションプール、採暖室等について、全市民にアンケートを実施することについてお聞きします。

3番目の指定管理者の市民アンケート実施についてお聞きします。

スポーツセンターのプールの完成と同時に指定管理者を選定することになります。今回のスポーツセンターのプール新設、改修のために、防府市議会教育民生委員会では、静岡県浜松市の浜北温水プール、グリーンアクアの行政視察に行ってきました。管理については、平成16年度の開館年度より指定管理者制度を導入されています。平成16年度から平成18年度はヤマハ発動機株式会社、平成19年度から平成21年度は財団法人浜松市体育協会、平成22年度から平成26年度は財団法人浜松市体育協会グループ。浜松市では、指定管理者を民間から財団法人浜松市体育協会や財団法人浜松市体育協会グループにしてよかったとのことであり、市民からも好評とのことでした。

防府市も指定管理者については、浜松市と同じにしたほうがよいと思いますし、全市民にアンケートを実施することについてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） スポーツセンターのプール新設と指定管理者のアンケート

についての御質問にお答えします。

このたび財団法人防府スポーツセンタープールを老朽化により閉鎖いたしましたことにより、プールの御利用を楽しみにしておられた多くの市民の皆様に、大変御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

初めに、プール新設とそれに伴う市民アンケートについてお答えいたします。

教育委員会では、防府スポーツセンタープールの閉鎖に伴い、6月下旬から7月中旬にかけて、新しいプール施設について、その必要性を含め、広く市民や関係者からの意見を聴取するため、18歳以上の市民を対象として無作為抽出による1,201人にプールに関するアンケート調査を実施し、518名、43%の方から回答を得ております。

この市民アンケート調査の集計結果によりますと、「これからも防府市に市民プールは必要と思いますか」との設問に対し、「必要」、「どちらかと言えば必要」と回答された方が86%を占め、新しいプールに対する市民のニーズは極めて高いと言えます。

また、「今後プールをつくるのなら、どのようなプールがいいですか」との設問については、「娯楽性を重視したプール」と回答された方が全体で76%を占め、さらに具体的に「どのようなプールがあったらいいと思いますか」との設問については、既存の子ども用プール、25メートルプール、50メートルプールに加え、流水プール、ウォータースライダープール、温水プールなどの回答があり、プールの種類についての意見は多種多様なものになっております。この市民アンケートにあわせて、利用頻度が高いと思われる市内17小学校の4年生、5年生、6年生の各1クラス、及び市内12中学校、全学年の各1クラスを対象とした2,112人、さらに小学校、中学校、幼稚園、保育園の保護者670人、計2,782人に同様なアンケート調査を行いました。いずれの調査グループにおいても、各設問とも無作為抽出による市民アンケートと同様な傾向を示しております。

なお、このアンケート集計結果につきましては、プールの基本構想を策定するに当たり、関係諸団体の御意見を広く反映するため、ことし7月に設置いたしました有識者や体育協会、学校関係者をはじめ各関係団体等で構成する「防府市プール施設整備検討委員会」に御報告しております。

この委員会は、7月22日からこれまで3回開催され、新しいプール施設の必要性、設置場所、形態及び機能などについて、他市の設置状況やアンケート調査の結果等を参考にしながら、いろいろな角度から鋭意、協議、検討を行っていただいております。

現時点では具体的な内容については決定しておりませんが、近々、意見を集約の上、委員会としての御提言をいただけるものと思っておりますので、この御提言を最大限に尊重

し、庁内の「防府市体育施設整備計画等検討委員会」において、基本構想案を策定し、平成26年のシーズンには供用開始ができるよう努力してまいります。

次に、指定管理者の市民アンケート実施についてお答えします。

新しいプール施設の管理形態については未定でございますが、アンケート調査は利用者へのサービス、利便性向上につながることから、実施することが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、御利用いただく市民の皆様にご満足いただけるよう、具体的な管理運営体制については、今後十分に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

今、答弁のありましたプールの完成時期については、平成26年夏に間に合うようにということで、6月末ぐらい完成予定になると思いますけれど、平成26年の夏に間に合うように完成しますということで、市民の皆さんにお答えしていいということですね、教育部長。もう一回お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 26年のシーズンに間に合うことを目標に、今進めておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございました。防府市民、皆さんプールができるのを待っておられますし、このアンケートでも小学生、中学生、プールを利用されている方は、1日でも早くプールをつくってほしいと、切実な希望がありますから。最初はもう少し、平成25年ぐらいにできるんじゃないかという話もありましたけれども、準備とか設計とか、いろんな関係で、急いでつくっても平成26年、今が平成23年ですから、今から3年先に完成するのが精いっぱいということで、ぜひとも平成26年には間に合わせていただきたいということで、時期についてはそれで了解させていただきます。

続いて防府スポーツセンターのプールのそばにスポーツセンターの案内の看板がありますけれども、西側の駐車場側ですね。そこにいろんな総合受付からスポーツセンターの事務局、屋外トイレ、それから駐車場とか、いろんな表示がありますけれども、ここにAEDの表示がないんです。AEDがどこにあるかと。先日もJリーガーの松田選手、AEDがあれば助かったんじゃないかということで、その後、Jリーグでも、あらゆるスポーツのところでAEDを必ず常備するようにしてますし、心除細動の場合、とにかく1分1秒

でも早くAEDで助けると。そういうことがありますので、このスポーツセンターについては、今現在AEDがあるのは体育館のところ、ソルトアリーナの事務局にはあると思いますけれども、どこにAEDがあるか。それとこの看板の表示について、AEDがあるところを表示していただきたいと。これは市民からの切実なる要望が出てますので、それについて答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 体育施設にはAEDは設置してあると思いますので、表示が不十分でございましたら、今から調査いたしまして、しかるべくきちんと表示するようになりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 今からつくるプールには、当然設置されると、それとソルトアリーナの中にある。問題は南側の運動場というか、ソルトアリーナの北側の運動場と南側のほう。こちらについては、ソルトアリーナとかそちらから運んでいくと時間もかかるけれども、その辺について、ソフトボールとかサッカーとか、いろんな利用者がおられますので、それについては今後どういうふうに対応される予定か、AEDについて。それもちょっとお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 屋外の施設については、まだ今のところAEDの設置ということは検討しておりませんので、ちょっと今お答えしかねます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。その辺は今、検討しておられなければ、これからつくるものですから、いろいろ検討していただくと。いいです。

次の大きい3番の質問に入らせてもらいます。

産科医と産科施設の現状と家庭医、在宅医療、難病指定についてお聞きします。

産科医と産科施設の現状について。防府市の産科医療機関における最近の分娩実績はどうか。あわせて、産科病院が増えたことにより、防府市へ戻って里帰り出産される方も増えたと思うが、その実態はどうか。

次に、家庭医について。北海道の農村地帯で総合診療科のような便利な診療機関が報道されている。いろいろな疾病や相談に対応でき、市民にとって便利であると感じている。防府市においては身近な家庭医、かかりつけ医がそれを担っていると思われるが、その実

態はどうか。

在宅医療について。広島市の一部において、患者の自宅で手術をするという医師が報道された。自力で病院へ行けない患者にとっては大変助かり、高齢者にとっては自宅という安心感も得られる。防府市において、在宅医療の実態はどうか。

難病指定について。先日、防府市在住の患者が発症の原因や治療方法が明確でない混合型血管奇形について、県内の各市町議会に対し、国へ難病指定を求める意見書の採択を働きかけられ、本市議会も採択をしたところである。難病指定されると、治療費助成や福祉制度が受けられると聞いている。については、難病指定に向けて何か市が支援できることはないのか。

以上についてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、産科医と産科施設の現状についての御質問でございますが、平成22年度に防府市内の産科医療機関におきましては、約1,050件の分娩がございました。内訳につきましては、防府市在住の方が約750件、里帰り出産を含め市外の方が約300件でございます。なお、里帰りによる分娩件数だけを把握することは困難でございますが、平成22年度より新規産科医療機関が開設していただきましたので、里帰り出産件数は増えているものと推察いたしているところでございます。

次に、家庭医についてのお尋ねでございますが、患者と密接な連携を保ち、予防、治療、リハビリを行い、状況に応じて専門医を紹介するなど、地域住民の健康を支える家庭医につきましては、医療機関別または医師別に明確な基準が示されてはおりません。つきましては、家庭医の実態を把握することは困難な状況でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、在宅医療についてのお尋ねでございますが、在宅医療とは、治療や診療を必要とする患者が通院困難な状態にあっても、居宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師が居宅等を訪問して医療を提供するものでございます。

山口県医療機能情報公表システムによりますと、現在、本市では33病院、医院が在宅医療を実施しておられまして、訪問看護ステーション、介護事業所、薬局等と連携を図りながら、在宅における医療や介護を提供されているところでございます。また、状況に応じて、検査や入院設備のある専門医療機関へ紹介するなどの連携を図っておられます。

次に、難病指定についての御質問にお答えいたします。

初めに、難病について簡単に御説明申し上げます。国の難病対策要綱によりますと、難病は原因不明であり、治療方法、方針が確定しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患で、また経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患と定義されております。

御質問の難病指定についてでございますが、これは国が指定するものでございまして、国は専門家による研究班を設置しまして、数多くある疾患の中から、さまざまな角度から検討、協議を重ね、指定を行っておられます。

つきましては、難病の指定に当たり、本市に何らかの支援ができないかという御意見もございまして、今後、国の動向を見守る中で、市が取り組むべき課題が生じた折には、県や他市の状況を踏まえ、対応してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、16番、大田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は21番、今津議員。

〔21番 今津 誠一君 登壇〕

○21番（今津 誠一君） それでは、早速質問をさせていただきます。

私は、これまで防府市再生という視点から、さまざまな提言をしてまいりました。今回も同一の視点から、今、悪者視されている公共事業に光を当て、その役割と効果について再評価し、またデフレ下におけるその経済的効果についても注目し、公共事業によって防府市の景気浮揚並びに雇用創出を図ることを提言したいと思います。

さて、今、国の公共投資は大幅にカットされています。これは既に自民党政権時代の1995年から公共事業が抑えられ、そして民主党政権にかわって、「コンクリートから人へ」というスローガンのもと、さらに公共事業費が2割、金額にして1兆3,000億円が削減されています。

ちょっとこのグラフを見ていただきたいと思います。これは国家予算における社会保障費と公共事業費の推移を示したグラフであります。上が社会保障費です。下が公共事業費です。これは、くしくも1998年、社会保障費と公共事業費がともに15兆円でした。これが社会保障費が年々増加をしてまいりまして、2010年には27.3兆円というところに来ております。それから、公共事業費はこれは逆に年々減少しまして、2010年

には5.8兆円に下がっております。大体社会保障関係費が約2倍弱増え、一方公共事業費は3分の1強に減っているわけであります。ここ二、三年、社会保障費の伸びは急激となっております。

このグラフから、国の借金が増えたのは公共事業費が原因ではなく、社会保障費が原因ということが言えるのではないかと思います。公共事業費大幅カットの背景には、公共事業には無駄なものが多過ぎるとする、そして国の財政赤字の原因は公共事業のせいだとする、いわゆる公共事業不要論が強まったこと。また、変動相場制の時代には公共投資をやっても景気はよくなるという経済理論、マンデル・フレミング理論が重視されたことが上げられると思います。

しかし一方、世界各国は、中国はもちろん、アメリカもヨーロッパもロシアも積極的な公共投資を行っています。アメリカはリーマンショック以後、グリーン・ニューディール政策のもと、約50兆円規模の公共投資を行い、景気浮揚とデフレ防止に努めております。日本だけが公共投資を減らし続け、その結果、名目GDP、これは金額高ですけれども、この世界シェアは1995年の18%から、2008年には8%に減っています。もしこの間、日本が順調に成長していれば、1,000兆円から4,000兆円のGDPがあったとも言われています。つまり、公共事業を減らしたことによって経済成長が鈍化し、国力が衰退したということであります。

私はごく最近、「公共事業は国を救う」という本に出会いました。著者は京都大学の藤井聡教授ですが、これには、なぜ今公共事業が必要かということが、実証的に詳しく述べられています。そして、その結論として、コンクリートから人へでは国が滅びる。橋、港、道路、ダム等のインフラをもっと増強しなければ、日本の国力はがたがたとなり、早晚、経済も社会も文化も、今以上に衰退の一途をたどり、2度と立ち直れない国になってしまうだろう。今まさにあるべき公共事業を強力に推進することこそが、日本を救う手立てなのだとして述べています。そして、現在の日本の橋、港、道路、ダム等のそれぞれの現況について、また経済的視点から見た公共事業の効果について記しています。以下、それらをちよつと紹介してみたいと思います。

まずは、日本の橋の現況についてです。2010年1月、写真週刊誌フライデーに次のような記事が掲載された。渡るな、危険。でも補修予算は切り捨てられる可能性大。徹底調査、あなたのまちの危ない橋、全リスト94。その骨子は、コンクリートから人への流れの中で、地方の公共事業費は大きく削減され、地方の橋の多くが危険なまま放置されている。さらに、ある大学教授のコメントも掲載し、地方道では、ない袖は振れないということで、既にインフラ状況はひどくなっている。車が通れない道路、重量制限をしている

橋等がたくさんある。今後、さらに予算を絞った場合、重大な事故や問題を起こしかねない。70年から80年代のアメリカでは、実際に橋が、それこそばたばたと落ちた。このように日本の地方自治体、特に市町村は予算がないため橋の定期点検ができず、放置されているのが現状。一般的に橋の寿命は50年と言われ、日本の橋は高度成長期の1960年代につくられ始めたので、ちょうど2010年の今、まさに橋の落ちる危機に直面しつつある。

次は、日本の港の現況についてです。日本は海に囲まれた島国ゆえ、貿易はほとんど港を通じて行われている。今から30年前、1980年当時、神戸港はコンテナの取り扱い個数は世界第4位だった。横浜港は第12位、東京港は第18位。ところがこの30年で世界各国はすさまじいスピードで港を大型化していき、日本の港は完全に取り残されてしまった。2008年には、神戸港は第4位から44位、横浜港は12位から29位、東京港は18位から24位と、軒並みその順位を大きく下げってしまった。それにかわって躍進しているのが、シンガポール、中国、韓国、ドバイである。貿易量の増加によって、船も大型化した。日本には大型の船が入港できる水深の埠頭をもつ港がないため、日本近海の港で積みかえ作業を行わなければならないのが現状。しかし、積みかえには数々の問題点がある。1、輸出入の時間が延びる。2、積みかえの手数料がかかる。3、積みかえ手数料の値上げがある。4、貿易コストが割高となる。5、価格競争力が低下する。5、政情や経済悪化の影響を受ける。6、外国の影響下、支配下に置かれるという諸問題点がある。日本は貿易国でありながら、シンガポールや韓国の釜山港で積みかえをしなければならないという情けない現況です。

次は日本の道路です。道路についても、日本の道路はもう十分整備されているという道路事業不要論がある。しかし、実際には日本は道路が足りない。

ちょっとまたグラフを見ていただきたいと思いますが、これは自動車1万台当たりの高速道路の長さを比較したものです。これが日本ですけれども、最低の水準にあると、こういう道路の状況であります。

また、日本は道路幅が圧倒的に狭い、踏み切りが多い、平均速度が低い、カタログ燃費はいいが、実際の燃費は3分の2以下、先進諸外国の燃費は走行環境がいいので9割前後である。今、企業立地のグローバル化が日本の地方都市の衰退に直結しているが、これが日本全体の国力を落している大きな原因。この空洞化を避けるためにも、道路建設を通じた生産コストの縮減は絶対的に求められている。また、国土交通省のホームページには、道路渋滞による損失額は、年間約12兆円、四国全体のGDPに相当と掲載されている。渋滞による苦痛をお金に換算すると12兆円になるというわけであります。渋滞の解消は

極めて優先順位の高い国家的課題である。

次はダムです。ダムにはそもそも利水、治水の目的がある。治水は洪水を防ぎ、利水は飢饉を防ぎ、飲料水を確保するという役割がある。民主党政権になって早々と建設中止が打ち出された八ッ場ダムは、かつて首都圏を直撃し、大洪水をもたらした1,000人以上の死者を出したカスリーン台風級の水害から首都圏を守ることと、増大が予想される水需要にこたえることを目的に計画された。したがって、八ッ場ダムは多くの人の生命を奪い、首都に何十兆円もの経済損失をもたらした大規模洪水を防ぐためのものであり、それはまさに人のためにコンクリートのダムを建設しようとするものであった。

また、首都圏では大量の地下水が利用されるため、埼玉県では年間1センチ以上の地盤沈下が観測され、1メートル以上低くなった堤防もある。ダムがあれば地下水をくみ上げる必要がなく、地盤沈下を防ぐことができる。したがって、コンクリートから人へという理念がいかにかつて短絡的で、浅薄で、不合理かが理解されます。

次に、経済的視点から見た公共事業の効果についてですが、1、今の日本は深刻な事業不足によるデフレ経済の真ただ中にある。国民はさまざまな理由でお金を使わなくなり、したがって商品の価格が低下し、企業利益が低下し、賃金も低下している。このことがさらにお金を使わなくなるというデフレスパイラルに陥っている。デフレの今のこそ、経済を浮揚させるために大規模な財政出動が必要。これはケインズ、ミンスキー等が提唱するマクロ経済政策の理論に沿ったもの。デフレ経済下での公共事業への投資は、デフレ退治のためにも、景気浮揚策としても、雇用確保の点でも、そして将来の経済成長のためにも極めて有効な手法。

2、デフレから脱却するには、供給に見合う需要を拡大する必要がある。つまり、デフレギャップを縮小し、ゼロに近づける。今、日本の世帯の預金総額は年々上昇し、2009年には537兆円。一方、銀行の貸付金は年々減少し、2009年では431兆円、この差額、つまり預金超過額は142兆円、デフレは預金超過分をだれかが借りて一気に使ってしまうと解消する。需要と供給のバランスが取れ、物価の低下が食い止められ、それを通じて企業の倒産や失業者が減っていく。つまり、デフレから脱却するためには、だれかが数十兆円規模で借金をして、それをどこかで使ってしまうといい。それができるのは日本政府だけ。日本政府が銀行に対して国債を発行する。

3、国債をこれ以上発行すると国が破綻するという議論があるが、そんなことは考えられない。国債は国内の法人が買う内債である。つまり、外国に借金するわけではない。ギリシアは外国から金を借りて返せなくなって破綻をした。日本は250兆円の対外債権も持っている。明らかにギリシアとは違う。金利は依然、世界最低水準だから、政府破綻の

可能性は全く考えられない。今、政府が国債で調達した財源を用いて、大規模な財政出動を行うことこそが、デフレから日本を救う手立て。大規模な財政出動は経済効果が大きく、数十兆円、数百兆円の公共事業は景気浮揚策、内需拡大策、デフレ対策となり得る。

4、公共事業はさまざまな産業に波及する。鉄やコンクリート等の具材、トラックやクレーン等の機械、調査設計技術、大量の労働者のための食事や宿泊、医療にまで及ぶ。多様な産業がかかわり、またそれらの産業はさらに他の産業ともかかわる。建設産業への投資は、直接的、間接的に莫大な経済波及効果を持つ。また、失業対策としての雇用の創出が考えられる。これに比べ、子ども手当のような投資の場合、波及効果どころか、すぐ預金に回ってしまう。ニッセンが2010年6月に行ったアンケートによると、6割近くが貯金に回すと回答している。

5、経済がインフレに転換すれば、国債発行も公共事業も削減すればいい。大規模に国債発行を行い、公共投資を拡大していけるのは、デフレからインフレに変わるまでの期間に限定すべきである。

以上、この本の論点をざっと拾って紹介いたしました。そこで、質問させていただきます。

まず、私の提言であります、つまりインフラの増強という公共事業の必要性を見直し、またその経済的効果によって防府市の景気浮揚と雇用創出を図るべきだとする私の提言に対する執行部の見解を、まずお尋ねしたいと思います。

それから、二つ目には本年6月議会で私が提案し、そして策定することが決まった防府市雇用創出プランに、公共事業による雇用創出という、この1項を加えていただきたいということを要望したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員の国債の発行、公共投資に向けていく、そしてデフレスパイラルからの脱出を図っていくという、その見解にどう感じているかという、まず1番目の御質問でございましたが、私も全く実は同感でございます。京大の藤井聡教授の「公共事業は国を救う」、私も読んでおりますが、一々ごもつともな御高説であると、そのように感じているところでございます。あくまでも私見でございます。

さて、御案内の公共事業は、いわゆるハード事業である公共工事のことを推察して聞いておりましたが、公共工事には道路、河川、港湾などの社会基盤の整備、また環境衛生、学校施設、上下水道、住宅などの生活基盤の整備が上げられます。これらの整備につきま

しては、巨額の財政投資を必要といたしますが、今を生きる我々の世代のみならず、後世の方々にも十分に活用していただけるものとして整備を行うことで、長期的に効果をもたらし、自然環境の保全、人々の安全の確保、健やかな暮らしの実現、豊かな心のはぐくみ、都市の潤いや生活環境の快適さなど、地域社会の維持発展に寄与していくものと存じます。

さらには、議員御指摘のとおり、公共事業は多様な産業がかかわり、それらの産業が他の産業ともかかわりを持つことで、さまざまな産業へと波及していく、裾野の広い効果を生じて景気の下支えをしていく。私も公共事業には、景気対策、雇用対策として大変重要な役割があるものと認識しております。

加えまして、今日のデフレ経済の状況を脱却するために、公共事業による景気対策、雇用対策などの経済対策を図っていくことは、国家的な取り組みが必要不可欠でありまして、国が果たすべき役割には重要なものがあると考えております。

こうした中、本市におきましては、国が景気対策として実施いたしました経済対策事業につきまして、その交付金に市の予算を継ぎ足すなどしまして、積極的な取り組みを今日まで進めてまいりました。

また、現在、廃棄物処理施設建設事業や学校耐震化事業など、大型の公共事業の取り組みを進めているところでありまして、今後につきましても公共事業の着実な推進を図り、少しでも景気対策、雇用対策につながるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、来年度策定予定の雇用創出プランに公共事業による雇用の創出を加えることについてでございますが、まず雇用の創出につきましては、防府地域の雇用の創出を図るため、山口県が本市やハローワークからの情報などをもとに、地域雇用開発促進法による地域雇用開発助成金制度を活用して、200人規模の新たな雇創出する目標を掲げた「防府地域雇用開発計画」――計画期間は本年10月1日から平成26年9月30日までの3年でございますが――を策定され、10月1日に厚生労働省の同意を得ておられるところでございます。

その主な内容といたしましては、防府地域の事業者が新たな設備投資をし、防府地域内の求職者を雇用した場合に、事業者へ助成する制度でございます。

また、防府市独自の雇用創出プランといたしましては、本市と類似した自治体で既に制定されたものを参考にしながら、山口労働局、ハローワーク、防府商工会議所など、関係機関と協議を行いながら、策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議員御要望の公共事業による雇創出を加えることにつきましては、極めて重要なことであると考えておりますので、関係機関との協議事項に加えて取り組んでまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○21番（今津 誠一君） ただいま市長さんから御答弁をいただきまして、要約しますと、インフラの重要性あるいは公共事業の経済的波及効果、あるいはデフレ下における公共投資の意義を述べられ、また、今後も公共事業の着実な推進を図りたいと申されました。これは、私の提言に対して一定のというか、かなりの御理解をいただいたというふうを受けとらせていただきました。

これまで国は世界の常識に反して、必要な公共事業まで削ってしまった。このことによってインフラの増強がなされず、経済成長が鈍化し、国力が衰退し、そしてもちろん地方の力まで衰退をさせたということが言えるのではないかと思います。

かつていざなぎ景気超えをした際に、地方は全くその景況感ということを感じる事がなかったわけです。今思えば、公共事業の大幅削減という、このことが地方経済への波及を妨げた大きな要因ではなかったかというふうに、今思えば強く感じるところです。

そこで、国の政策、つまりコンクリートから人へという政策が変わらない限り、一地方自治体が単独で公共事業を増やすといっても、当然限界があるわけであります。このことは、私も百も承知しておりますが、しかしその中でも可能な限り、公共事業に係る予算を増やしていく努力をする価値は十分にあるのではなからうか。ぜひ、選択と集中という言葉がありますが、必要な公共工事を推進するための財政出動を図っていただきたいということを強く要望しておきたいと思えます。

要望ですが、このことについて何か市長から継ぎ足すことがあれば、一言でもお願いできたらと思えますが。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 公共投資、公共事業の必要性というものについては、議員と全く同じ考えであることは、さきに述べさせていただいたとおりでございます。景気のいいときに公共事業を出動していく。これは過去に随分あったことでございまして、私が市長に就任をいたしました平成10年、そのときを境に、即ち1998年です。議員のグラフの中にもございましたが、そのときを境に景気はどんどん後退をしていく。税収はどんどん落ち込んでいく。そういうときが私の市長職のスタートの年でございます。

逆に、そのときには借金を返していかなければならないピーク時が、二、三年後にはやってくるということで、随分頭を悩ました次第でございます。平成3年、4年、5年のいわゆるバブル期にこんなに金を使ったのかと思うほどの使い方でもございまして、大盤振る舞いというような感じさえしております。中には無駄なものもあったと、あえて申し上げ

たいと思ってもおるところでございます。

そうした中で、現在非常に厳しい状況の中で、選択と集中とか、聞き慣れた言葉になってしまいましたが、まさに胸を痛めながら、お金の使い方を気をつけているさなかでございます。

私どもでできるところというのは、たかが知れておるところでございます。国がしっかりとした方針を立てて、必要なものに、即ち数年後には崩壊してしまうかもわからない公共施設とか、あるいは橋とか鉄道とかトンネルとか、そういうようなところに向けて、しっかりと投資を、公共事業に含み込んでいただくようにしてもらいたいと思っておりますし、また、逆に言えば、せつかく予算をちょうだいした、そして出動できる公共事業を、何かのはずみで、これが出動できなくなっているという現実もちょうちょろございますので、そういうようなことに対しましては、議会のお力添えもぜひともちょうだいいたしたいと、そのように感じているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○21番（今津 誠一君） それでは、次の質問の防府市雇用創出プランに「公共事業による雇用創出」という1項を加えていただきたいということでございますが、今、市長の答弁から、県が助成制度を活用して防府市200人規模の新規雇用を創出する計画を策定したと、その報告をいただきましたが、これはこれで大変結構なことで、計画を有効に活用して、200人の雇用を創出するということをぜひやっていただきたいと思えます。

ただ、私の質問は策定が決まった防府市雇用創出プランに公共事業による雇用創出という1項を加えていただきたいということでもあります。

これはどういうことかと申しますと、雇用の創出には考えられるのに、新産業の創出による雇用の創出というものがあるし、企業誘致による雇用創出もあるし、あるいは既存企業の拡張という雇用創出もあるし、あるいは起業による雇用創出というものもあるし、あるいは観光事業の振興による雇用創出もあるし、あるいは農業の振興による雇用創出というものがある。そういったような一つ一つの柱の中に、この公共事業による雇用創出というこの1項を加えていただきたいと、これが私の趣旨であります。

答弁では、極めて重要なので関係機関との協議事項に加えたいと、こういうことだったと思いますが、こういうことは防府市の雇用創出プランでありますから、市独自に決めていいのではないかと、こんなふうに思うわけであります。

それでは、ちょっとお尋ねをしてみたいと思いますが、建設産業は日本の雇用の何%くらいを創出し、あるいはGDPの何%を占めていると思われるのでしょうか。このことにつ

いて、クイズ感覚でお答えをいただいたらと思います。GDPのほうは、これは恐らく難しいから結構ですけれども、雇用の創出効果がどの程度あるものかということについて、とりあえず担当の産業振興部長さん、災難と思ってちょっと答えていただいたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 雇用の創出ということでございますので、私のほうから。クイズ感覚ということで答えてほしいということでございましたけれども、その額等々につきましては、かなりのものがあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○21番（今津 誠一君） かなりのものがあるんですよ。だから、どの程度あると考えるかということなんです。どうですか、適当でもいい。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 的を外しているかもわかりませんが、6割程度ではないかというふうに思っています。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○21番（今津 誠一君） 部長に恥をかかせたようではございますけれども、6割というのは、それは多過ぎる。実は建設産業は日本の雇用の9%を創出して、GDPの6%を占める巨大産業だというふうに言われております。その雇用も経済規模も、日本経済を牽引すると言われていた自動車産業よりも大きいのだと、こういうことを認識してもらいたいということです。この数字を雇用創出の比率を認識してもらうためにお聞きしたままで、意地悪い質問ではありませんが。そういうことで、ぜひその効果を再認識されて、雇用創出プランに、公共事業による雇用創出の1項というものを加えていただきたいと思います。これは要望ということで終わらせていただきます。

次に、まとめて数点、お尋ねしたいと思いますが、まず防府市の公共工事はピーク時に比べ、どれほどの水準と現在なっているのか。また、今後発注予定の主な公共工事にはどのようなものがあるのか。小さなものも含めると、総額でどれくらいになるのかということについて教えていただきたいと思います。

それから、防府市の道路、橋の状況はどのような状況にあるのか。問題点あるいは危険な箇所はないのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今後の耐震化計画、これはどのような計画とされているのか、お尋ねいたします。

それから、最後に電線類の地中化、これは今、歴道事業でやっておるとは思いますが、こ

の電線類の地中化というのは、私は、まさに絶対に必要な公共事業であると、このように認識をしておるわけです。これを少しでも拡大することはできないものだろうかということについて、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 本市における公共工事は、ピーク時に比べてどの程度の水準かとの御質問にお答えいたします。

普通会計における投資的経費の普通建設事業費で申し上げますと、事業費のピークは平成5年度決算の約127億5,000万円でございます。また、最近の状況につきましては、平成21年度決算が約68億6,000万円、平成22年度決算が約42億8,000万円となっております。平成5年度と比べますと、平成21年度が約50%、平成22年度は約30%という水準になっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 次に、今後発注予定の公共工事には主に何があるのか。また、総額でどのくらいになるのかとの御質問にお答えをいたします。

今年度、これは12月以降でございますけれども、これの発注予定につきましては、主な工事としまして、上下水道局も含めると、市道天神前植松線道路改良工事、田島団地外壁落下防止工事、林道久兼奥畑線開設工事、公共下水道築造西浦幹線第4工区工事などがあります。

11月末時点での工事と工事に伴う設計などの業務委託を合わせた発注総額は約24億円ですが、今後発注する予定の工事の総額は約8億円になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 現在、防府市内の道路、橋梁の状況についてというお尋ねでございますけれども、まず道路関係につきましては、これは防府市域での事業というふうにとらえてお答えいたしますけれども、まず国事業といたしまして、一般国道2号線富海拡幅事業、また県事業といたしまして、都市計画道路環状1号線、また県道中関港線の延伸、県道三田尻港徳地線の戎町交差点から宮市交差点間の拡幅が予定されております。

市の工事につきましては、継続事業の市道天神前植松線道路改良工事、市道新橋牟礼道路改良工事、市道勝間鐘紡自歩道線整備工事、安心歩行エリア整備工事を来年度以降も施

工することとしております。

また、毎年、市内一円で順次施工しております学校周辺安全・安心舗装工事や市道維持補修工事も計画的に施工してまいります。

次に、橋梁関係につきましては、県事業で大崎橋の架けかえが予定されるとともに、市の工事としましては、橋梁の維持補修を3橋、予定いたしております。

また、道路や橋梁で問題点や危険な箇所はないかとお尋ねでございますけれども、まず道路の危険な箇所につきましては、市民の皆様からの御連絡や定期的に行っている道路パトロールでの確認や、自治会長さん、あるいは地元の方々からの御要望などによって迅速に補修を行っておりますので、今後も適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

続きまして、橋梁につきましては、来年度中に防府市橋梁長寿命化修繕計画を策定することとしておりまして、今後はその計画に基づく優先度によりまして、補修工事などを行ってまいり所存でございます。

あわせて電線類の地中化についてのお尋ねでございますけれども、電線類の地中化は交通安全性の向上、街の景観向上及び防災上の観点においても大変重要なものと考えております。

しかしながら、電線類の地中化の促進に当たりましては、多くの事業協力者、中国電力、NTT、ケーブルテレビ等の御理解と協力及び多額の事業費が必要となりますので、今後、その実施については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 質問の最後になりますけれども、公共施設の耐震化計画と今後の補強工事等についての御質問にお答えをいたします。

まず、学校施設でございますけれども、学校施設につきましては、平成19年度に「防府市学校施設耐震化推進計画」、こういったものを策定しておりまして、この計画に基づいて鋭意、耐震化を進めているところでございます。

こうした中で、本年度といたしましては、佐波小の校舎、それから屋内運動場でございますけれども、小野中、大道中、富海中、野島中、そして佐波中と右田小、これの1校舎6屋内運動場について、耐震補強工事を現在行っているところでございます。

それから、その他の公共施設でございますけれども、ことしの9月に補正予算をお願いしておりまして、それに基づきまして今現在、1次診断のIS値0.3以下の施設、これは当然緊急を要する施設でございますので、この施設、市庁舎の1号館と5号館、そして旧図書館ですね、これは現在の防府市文化財郷土資料館、それと文化福社会館、そして愛光園の作業棟、それに大平山の山頂の展望台、こういったものについて今2次診断を行っ

ているところでございます。

24年度につきましても、引き続き残りの危険な施設につきましても、2次診断を行うべく、今、予算をお願いいたしているところでございます。今後とも学校及び公共施設等々につきましても、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○21番（今津 誠一君） 答弁ありがとうございました。参考までにお尋ねをさせていただきました。その中でやはり公共工事のピーク時と比べてどの程度の水準かということにつきましては、やはり国の状況とほとんど同じ水準にあるんだなということが、よく理解することができました。

それで、最後の電線類の地中化なんですけれども、これは多額の事業費がかかるということは、当然予想されるわけなんですけれども、この地中化も少しずつでも地域を増やしていくということができないだろうかというふうに思っておるわけです。これまで無駄な公共事業というものがたくさん、市長も言われましたように、あったと思いますが、なぜこういった必要な公共事業をこれまでやってこなかったのかということが、私自身も非常に残念で悔やまれて仕方がないわけです。あの税収がたくさん入る時代にこの地中化をやっておれば、今ごろはさほどすばらしい景観になっていただろうというふうに思うわけです。

このことについて藤井教授も触れておりますが、ちょっと紹介しますと、電線の地中化事業、これは先進国の中で、日本ほど電線がクモの巣のように張っているみっともない風景が見られる国はない。ヨーロッパの主要都市はほぼ100%地中化、ニューヨーク、シンガポールは7割から9割地中化、韓国のソウルでも5割以上地中化されていると、そういう世界の状況だということを紹介しておきたいと思っております。

いろいろと、NTTとか、中電とか、ケーブルとか、そういったところと連携も図っていかなければならない難しい問題ではあると思いますが、できる限りの努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

最後になりますが、私はこれまで、地方は余りに公共工事に依存した、そういった産業構造があったと。この産業構造を改め、新たな産業の創出等によって自立しなければならぬと、このように考えてきたわけでありまして。過去にもそのような主張をしてきたと思っております。これは私は決して間違っていないと思っております。正しい方向性だろうと信じております。

しかし、一方、必要な公共工事というものはあるんだと。決してこれをないがしろにしてはならないということ、この「公共事業は日本を救う」という本の中から勉強させて

いただきました。公共事業不要論は間違いであるということを確認しておるところであります。

したがって、今後、必要な公共工事を通して、防府市の経済の浮揚、それに伴う雇用の創出、これを考えるべきだということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、21番、今津議員の質問を終わります。

ここで、少し早いですけれども昼食休憩を挟みまして、午後1時から次の質問に移りたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

○3番（山田 耕治君） 皆さん、こんにちは。会派「絆」の山田耕治でございます。議長のお計らいによりまして、昼から質問できる運びとなりましたので、よろしくお願いいたします。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、防府市の活性化についてお尋ねいたします。

最近では暗いニュースが多く、景気の低迷が続く厳しい社会情勢の中、追い討ちをかけるような大災害、東日本の津波による被災の傷もいやされない中でのタイの大洪水やトルコの地震等、世の中は混乱の渦に巻き込まれていると言っても過言ではないと思います。限られた財源の中で復旧、復興するために、どうアウトプットを出していくのか、慎重に考え、行動していくことが必要と思いますが、今この混乱の渦から抜け出すために必要なことは、まさしく元気を発信することだと思っております。自分たちのまちが元気を発信することによって、波紋を呼んで、大きく世の中につながるものと信じております。

防府市も一昨年に甚大な豪雨災害を受けたまちですが、多くの皆様の御努力と御支援で元気を取り戻しつつあるところでございます。だからこそ私は今が大切だと考えております。防府市らしい活力のあるにぎわいの創出をどのように求めていくのか、今後の中心市街地へどう結びつけるのか、執行部の考えを教えてくださいたいと思います。

また、皆さんも御承知のとおり、旧まちづくり3法は中心市街地活性化法及び各種の支

援策により、活性化を実現しようとするものでしたが、中心市街地の活性化の取り組みに対し、なかなか効果が上がらず、中心市街地も衰退しております。

こうした危機感から、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティーの考え方等が提唱され、まちづくり3法の見直しで地域経済の活性化と市街地の整備改善を図った「新まちづくり3法」として、平成18年5月に改正、今日に至っているところでございます。

地域の方々の参加と協働、そして自発的な取り組みもこれからの大きな課題でございます。防府市もいろいろなイベント等で後押しをされていることも承知してはいますが、どれも一過性の施策で、イベントの次の日は、またいつもの人通りの少ない市街地へと後戻りのような気がしてなりません。10月に行われました愛情防府も、今回19回目で、大盛況だったと思います。私も毎回、参加させていただいていますが、本当に、来られる皆さんは笑顔で、売り手の皆さんも元気に売られている。これこそにぎわいの創出そのものと感じた次第でございます。

防府市は日本三大天神の一つと言われている防府天満宮の門前町として、商業が発展した歴史あるまちでございます。防府市の商業地域の活性化と振興、雇用の促進を図るため、商業地域に事業所等を設置した事業者等に交付する事業所等設置奨励金や雇用奨励金の対象区域も拡大していますが、昔の文化を取り入れながらの新しい防府市の創出をどのように考えておられるのか。参加事業所の推移も含め、御所見をお聞かせください。

また、防府市の活性化施策という点で、歴史ある防府市の天満宮、毛利博物館、周防国分寺、三田尻お茶屋英雲荘と、市内定期観光バスを平成23年10月1日から10日間までを毎日運行し、15日からは土日のみを11月の27日の日曜日まで、期間限定で取り組んできましたが、利用実績をどう評価され、今後、どのようにされようと考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、新まちづくり3法についてのお尋ねでございましたが、本市におきましても、平成10年以降、大型店進出の際に道路の渋滞、騒音、周辺的生活環境を規制した大規模小売店舗立地法、いわゆる大店法でございますが、これの、まちなかに大型店が出店することを規制するよう、中小小売店舗地区を設定した都市計画法の改正、商業等の活性化と市街地の整備改善を一体的に推進することを目的といたしました中心市街地活性化法、いわゆる中活法のまちづくり3法を一体的に推進してきたところでございますが、事業効果

が認められないとの総務省の勧告により、平成18年5月に、本当にやる気のある市・町を厳選し、重点的に国が支援を行うことができる「新まちづくり3法」に改正されたところでございます。

その主な改正点といたしましては、大店立地法は現行どおりとし、都市計画法につきましては、大型店等の大規模な集客施設をはじめ病院、社会福祉施設、市役所など公共施設の郊外進出を規制するよう改正され、中活法につきましては、商業等の活性化と市街地の整備改善に都市福利施設の整備とまちなか居住の推進を加えて、4つの柱となったことでございます。

議員御質問の「新まちづくり3法」施行後の中心市街地の現状につきましては、全国各地の地方都市における商店街や中心市街地は衰退傾向にございまして、本市も同様の傾向を示しております。

また、この法律施行後の事業評価といたしましては、7つほど考えております。1番目に中心市街地の人口、2番目に商店数、3番目に年間商品販売額、4番目に事業所数、5番目に従業員数、6番目に歩行者通行量、7番目に空き店舗数の7つの指標で判断されるとしております。

その中で、施行当時と現在を比較して、事業効果があらわれている指標といたしましては、1番目の中心市街地の人口が本市、住民基本台帳によりますと、平成17年12月末の4,410人が、平成23年10月末では4,709人で、299人増加となっております。その増加要因といたしましては、平成18年の再開発事業によるルルサス防府や駅周辺へのマンション等の建設により、郊外からまちなかへ居住が進んだことが挙げられるところでございます。

また、7番目の指標でございます空き店舗数においてですが、5商店街合計の商店街実態調査によりますと、平成18年6月現在では、店舗数232のうち、空き店舗数が42で、空き店舗率は18.1%でございましたが、平成22年8月現在では、店舗数227のうち空き店舗数が38で、空き店舗率は16.7%となり、わずかでございますが、1.4%、減少しております。

その減少した原因といたしましては、防府商工会議所や山口県宅地建物取引業協会が協力され、中心市街地の空き店舗情報を市内外に発信し、出店希望者に対して出店のための手順や空き店舗活用促進事業補助金等の制度や融資制度を紹介されたことにより、この事業や融資制度を利用される新規事業者の方が増えたことが挙げられるところでございます。

一方、事業効果があらわれていない指標といたしましては、商店数、事業所数、従業員数の指標が、平成18年度以降減少傾向となっております。

次に、本市の商業地域の活性化と振興策についてのお尋ねでしたが、平成19年度に空き店舗に出店する事業者に対して家賃の一部を助成する空き店舗活用促進事業、平成20年度に中心市街地へ新たな事業所の誘致を促進するため、防府市事業所誘致促進補助金を創設したところでございます。

さらに、平成23年度には、さらなる中心市街地への事業所等の新設や設備投資を活性化させるため、「中心市街地事業所等設置奨励条例」を「事業所等設置奨励条例」へ改正いたしまして、対象地域を76ヘクタールから商業地域全域の113ヘクタールへ拡大するとともに、指定要件の緩和等を実施するなど、各種振興策を計画的に実施してまいりました。

また、新たな来街者の確保のため、商店街の皆様が中心となって、市民の皆様に中心市街地の魅力をアピールすることをテーマに、「まちづくり防府」や市内企業及び教育機関と協働により、まちなかイベントを継続的に開催され、地域の活性化を図っておられます。

その代表的なイベントといたしましては、本年は4月29日から5月5日までに初めて開催された「千年のまち 幸せますウイーク」、これは従前から続いておりましたが、10月15日に開催された第19回「愛情防府フリーマーケット」、11月19日に開催されました第9回「天神まちかどフェスタ」などがございます。

次に、まちなかイベントへの地域住民の参加と協働や自発的な取り組みについての御質問でございますが、中心市街地の商店街は経営者の高齢化、後継者不足に加え、来街者の減少など、多くの課題を抱え、まちなかイベントを継続していくことは、年々困難な状況となっております。

そうした中において、県立防府商業高校が地域活性化と地域の未来を担う次世代の人材育成を目的として、地域の皆様方との協働により、天神町銀座商店街とルルサス防府において開催されました「天神まちかどフェスタ」の取り組みが、今後のまちなかイベントの参考になると思われまますので、市といたしましても地域活性化の一助になると考え、引き続き支援してまいりたいと存じます。

最後に、防府市内定期観光バスについてのお尋ねでしたが、私の重要施策の一つでございます観光振興への取り組みの一環として、平成14年度をもって休止となっておりました定期観光バスの運行をこのたび、市が事業経費の一部を防長交通株式会社に補助しまして、再開いたしましたところでございます。

事業の実施に際しましては、前回の運行事業での反省点を踏まえ、所要時間や利用される方の負担をできるだけ抑えるとともに、訪れる先では史跡の関係者ならではの御説明をいただくなどの特色を持たせた取り組みを、防長交通や訪問先の関係者の皆様をお願いいたしました。

10月の国体開催にあわせて運行を開始し、国体開催期間中のすべての日と10月、11月の土曜、日曜の延べ24日間、運行いたしましたところでございます。運行実績でございますが、合計519名の方に御利用いただき、そのうち3割弱の皆様方が市外から訪れた方でありまして、1日当たりの平均乗車数は約22名という結果でございました。

今回、防長交通を通じて実施した、御利用いただいたお客様の満足度、要望などをお聞きするアンケート調査では、お客様から、各施設で神職の方や御住職などによる説明を直接聞くことができた。あるいは添乗するバスガイドのおもてなしなど、おおむね好評を得ているとの報告を担当課から受けているところでございます。

利用実績の評価をとということでございますが、数字としては必ずしも満足のできるものとは思っておりません。しかしながら、市内のお客様には防府の魅力の再認識を、市外からのお客様には少しだけでも防府の魅力を感じ取っていただけたのではないかと考えているところでございます。

今後の予定でございますが、防長交通では、来年度には春季と秋季の運行を予定しております。市といたしましても、これに係る補助経費を新年度予算に計上し、議会にお諮りする予定にしておりますが、同社には定期観光バスの利用度を高めるため、拝観料や入館料を含めた利用料金の見直しを要請しており、また、お客様に施設を見ていただくものではなく、店舗と連携しての料飲食やお土産などの割引クーポンの発行など、さらなる滞在時間の増加に向けた取り組みの検討をお願いもしております。

さらに、今回の運行の際、不足しておりました広告、宣伝につきましても、その強化を強く要請しているところでございます。

私は定期観光バスの運行を本市の観光振興の一翼を担う事業として、引き続き支援してまいりたいと思っております。議員皆様方にも、ぜひとも本事業の成功に向けて御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。今、市長さんからも説明がございましたが、新まちづくり3法は、言うまでもなく中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法の中で平成18年に改正されたのは、この3法を構成する中で、都市計画法と中心市街地活性化法の2法の改正でございます。病院や学校、買い物や娯楽等、こういう施設で中心市街地へ人を誘導するために、歩いてつくり出すにぎわいを回復させることも、再生への期待だとも言われています。いわゆる車優先の都市構造から、歩いて行動し、生活できる市街地ですが、まさに高齢化が進んでいる我が国においては、考えなければいけ

ないことだと思えます。たしか防府市も、国勢調査では老年人口は17年度比で約2.8%、増だったと思えますが、高齢者も含めアクセスしやすい、また過ごしやすい空間であることが必要不可欠とっていますがいかがでしょう。

そこで質問ですが、市民満足度から言いますと、商業活動が活発に行われ、身近な場所でさまざまな商品を購入したり、サービスを受けたりすることができると思う市民の割合は22年度で28%でしたが、この指標をどのように向上させていこうと思うのか、具体的な施策があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

今後、中心市街地活性化のため、いろんな商店等々必要になってくると思えますが、その中で平成20年度に中心市街地に新たな中小企業者の事業所を誘致することを促進するために、「防府市事業所誘致促進補助金」これを創設しているところでございます。これにつきまして、こういう制度を積極的に活用いたしまして、中心市街地の商店街等々につきまして、活性化を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございます。

先ほど7つの評価指標のお話を市長さんがされましたけど、空き店舗率は18.1%から16.7%と、空き店舗が少なくはなっているという御回答ではございましたが、現在、店舗を借りている方も、経営がうまくいかなければ移転してしまい、いい場所を探すでしょうし、新たな出店する方より店を閉めてしまう方が多くなると、空き店舗の数が増えて、そうなれば商店街のイメージは悪くなる。また、活気も薄れ、買い物をしようとするお客さんがさらに減少すると。この悪循環が続けば、まさしく防府市のような地価も下落するんだらうなというふうに思った次第です。

現在、防府市において、先ほども少し御説明ありましたが、防府市のように、中心市街地を拠点としたイベント開催数や参加人数、この推移がわかれば教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

中心市街地においては、商店街等が定期的に行っていますイベント、例えば毎月5日に開催をされております天神五日市、また毎月第4日曜日に開催をされております、おもしろ楽市等々あるわけではございますけれども、余りにも多数でございます。したがって、今回の説明につきましては、さまざまな市民団体と商店街、こういうふうな方が協働して開催をしているイベントということによろしゅうございましょうか。

まず、1月につきましては「鍋—1グランプリ」、これが開催をされております。本年で第6回目ということでございます。2月になりまして「防府B級グルメ大会」、「夢咲きフェスタ」が開催をされております。3月でございますけれども「防府市生涯学習フェスティバル」、4月ですけれども、先ほど市長からも答弁にありました「千年のまち 幸せますウイーク」、7月でございますけれども「天神サマーコンサート」、10月でございますけれども「防商ホットショップ」、そして答弁にもありました「愛情防府フリーマーケット」、これが19回目を迎えております。そして11月でございますけれども「天神まちかどフェスタ」、これが第9回目をこしやっております。そして、同時期に「防府市民活動フェスタ」、これが開催をされました。さらには12月につきましては「ファンタジーツリー、光と音のページェント2011」、これらが市民の皆様、そして商店街の方との協働の取り組みによりまして開催をされております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございます。

5月、6月は、ないか、少ない。あとの月は全部、何らかの形でイベントをされているようでございます。本当にこのイベントへは、地元企業や防府商業高校の生徒さん等、たくさんの方々の市民の皆さんが参加、また企画をされて、盛り上げてくれております。本当に素晴らしいことだと思っております。つい最近も地場産フェアへ行きましたが、たくさんの方で盛り上がっていました。また、商店街のイベントでは天神まちかどフェスタ、これも防府商業の生徒さんが参加されて、商店街を歩くのも大変なぐらいの人ばかりで、びっくりした次第でございます。本当に多くの皆さんから喜びの声を聞きますが、残念なことに、これがルルサスや防府天満宮とは、なかなかつながらないわけでございます。そんなに一遍にできるかと言われるのもわかりますが、何とかならないかと思った次第でございます。

一過性のものを防府市のイベントとして定着させる。それも周期を短くできないものか。そのための環境整備も含め検討できないか。執行部のお考えがあれば教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員が今おっしゃったように、これからのイベントにつきましては、決して一過性ではなく、継続して取り組むことが必要だというふうに思っております。天満宮の下には、昨年、うめてらすも完成しました。今後、やっぱり継続的にやっていくためには、市民活動団体の皆様との協働した取り組み、これをもっと強化することが必要ではないかと思っております。そのために今、防府市の市民活動支援セン

ター、これに登録をしておられますNPO市民活動団体、都合179団体ございます。このようなところと一緒に協働の取り組み、これを積極的に市のほうからも推進していきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中に、歩行者が減ってきているという御答弁もございました。中心市街地の中で商店街の活性化を進めるには、土地所有者が中心になってまちづくりを進めることが必要ではありますが、行政機関の支援がなくして、まちづくりの推進や活性化を図ることは不可能であると考えます。

そこで提案ですが、防府市都市計画用途地域における商業地域の範囲の中で、駅前のてんじんぐちの駅通り商店街から産業道路までの間を、一過性でなく、せめて月一、二回の日曜日、歩行者天国にできないかということでございます。もちろん県の公安委員会や道路課等の協議、商店街・市民の協議があつての話ですが、継続できる防府市らしい施策で活性化を図ることが大切だと思います。十人十色でいろんな意見もあるでしょうし、実施には車で通る人の賛同も得なければなりません。が、しかし、先ほども話しましたが、地元の高校生たちも、何とか防府市の活性化に向けて努力をしてくれています。例えば、その歩行者天国の通りを「幸せます通り」と命名し、その道を通って天満宮へ受験祈願に行ってもらうのも、活性化に向けた戦略だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問のルルサス前の県道でございますけれども、十数年前に一度、銀座商店街と天神商店街、これのイベントで、あそこの地域につきまして通行どめにしまして、歩行者天国にした経緯もございますが、これを実施するために警察のほうとの協議、かなり体力を使ってまいったところもございます。

ですから、議員御質問のように、月一、二回、この通りを通行どめにして歩行者天国にすることにつきましては、今後、関係機関と検討しながら、調査研究をして、少しでも防府市の中心市街地が元気になるような取り組み、にぎわいを取り戻すようなもの、そういうふうな施策を考えてみたいと。

また、商工会議所のほうで「幸せますブランド」、これを23年の1月に商品開発されました。したがって、この取り組みについても、今後いろんなブランドとして商品開発をされておりますので、このPRのためにもいろんな形で幸せますということで、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。せっかく、以前1回やったことがあるという話なので、そこで終わってしまうと、また一から始めるということなので、しっかりそこは継続して、今後、検討していただきたいというふうに思います。

宮崎市の「いっちゃんが宮崎楠並木朝市」の紹介をさせていただきますが、中心市街地の活性化のため、県庁前の通りを月2回、第1、第3日曜日、歩行者天国にして、にぎわいを創出しています。ここは、宮崎市の商店街振興組合連合会をはじめ18団体で構成する実行委員会の事業として取り組み始めたとのことですが、自治体からの補助もなしで取り組んでおられるということでございます。ちょうど3日前、12月の4日でございますが、これで97回目の実施だそうです。補助金はどうのとかいうのではなく、仕掛けをつくる手助けや交通機関等のサポートも含め、大変重要なことと思いますので、ぜひ他市も参考にさせていただき、検討していただきたいというふうに思います。この協議会の実行委員会のほうに、私も問い合わせをして、いろいろ聞いたんですが、雨の日も実施するらしくて、今回2回ぐらい、台風のと看と何かのときだったか、そのときはちょっと中止したんですがと、詳しいことはぜひ聞いてくださいという実行委員会の御説明でありましたので、ぜひ参考にしていただければというふうに思います。

10月1日から、国体開催日は毎日、11月27日まで実施された市内定期観光バスの利用状況は、国体開催期間外で448人、合計で519人という御説明でございました。国体開催中は国体がメインだったと思いますので、仕方がありませんが、7割の方が市内、3割の方が市外ということだったので、市外の皆様に向けたPRの仕方も考えなければいけないことだったのかなというふうには思うわけですが、期間で言いますと24日間の運行で、1日平均22名ぐらいという話でございましたが、これは45人乗りのバスで約半分ですか。とは言いましても、私は大変いい取り組みとっております。この申し込みは、実は防府市内定期観光バス予約センターでしたが、空席の場合は当日の乗車でも可能ということでした。

そこでお尋ねいたします。市内の方で予約をされていないで乗車された方は何人で、予約されないで乗車された方は何人だったのか、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 10月から定期観光バスを運行しましたが、そのトータルの人数につきましては519名ということでした。運転期間中はすべての方にアンケートを実施したわけでございますけれども、そのアンケート結果につきましては480名の方がアンケートに回答しておられます。したがって、残り39名の方につきましては、果たしてどういう形だというのが不明な点もございますけれども、一応調査

をしたところ、事前に予約をされた方、これが479名。そして当日予約なしで乗車された方、これが40名というふうにお聞きをしております。

したがいまして、事前に予約をされた方、これが全体の9割、これを超えておるということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございます。519人中479人の方が事前予約、40人の方が当日乗車という御回答でございました。間違いであれば教えていただきたいと思います。私が耳にした話ですが、庁舎の中でこのバスに乗るのに、部・課・係レベルで職員さんがバスの乗車が少ないようなら乗りなさいと、このような指示が出ていたようにお聞きしますが、実際にそのようなことがあったのか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 10月1日から開催をいたしました定期観光バスでございますけれども、市外、県外の方に来ていただきたいということは無論のことですけれども、市内の方にもう一度防府の観光の再認識をしてもらいたいということで、職員だけではなく、家族の皆様等々に防府の観光を改めて再認識されませんかということで募集をした経緯はございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） これが強制になれば、これは何の実績の評価にもなりませんけど、言い方にもよるんでしょうけど、一過性の施策ではないのかなというふうに思っております。上司から言われれば、せつかくの休みでも行かなければいけない職員さんも、実はいらっしやいました。

私はこの取り組みは大変いい取り組みと思っております。ですから、また今後もこのような取り組みが行われるということでしたので、このような取り組みをするのであれば、職員さんに負担がかからないように、絶対そのようなことがないようにお願いして、この項は終わりたいと思います。

次に、防府市の鳥獣被害について質問させていただきます。

鳥獣被害については、防府市鳥獣被害防止計画等の取り組みも含め、同僚議員も一般質問を行っていますが、少し異なる被害での質問をさせていただきます。

そもそも鳥獣被害防止特別措置法は、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置法に関する法律で、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等にかかわる被害が深刻な状況にあり、鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が基本方針を策定したものでございます。

その基本方針に即して、市町村が鳥獣被害防止計画を作成し、被害防止の取り組みを推進していますが、現在は農山漁村地域だけではなく、中心市街地等にも被害を及ぼす土バトやカラスも深刻な問題の一つになってきています。もちろんイノシシによる被害で、農家の皆さんや高齢者の皆さんの心痛も察していますので、こちらのほうも継続的に取り組んでもらいたいのですが、今回はカラスの被害について質問をさせていただきます。

皆さんも御承知のように、この鳥獣の種類の中にカラスも含まれていますが、イノシシ同様、被害は年間を通して発生し、被害区域も中山間地域から平野に広がり、市街地にまでも及んでいます。日本で記録されている鳥類は約600種らしいですが、その中でカラス科の鳥は10種、また一般的に我々が言う黒いカラスの種類は5種類だそうです。まちなかやその周辺の田んぼ等で見かけられるのがハシブトやハシボソガラス、また渡り鳥系では夏から今の時期にかけて、西日本で見られるミヤマガラスやコクマルガラス等のカラスも、大きな群れで見られることがあるそうです。

私にはどれも同じで、さっぱり見分けもつきませんが、専門家に言わせると、くちばしや頭、鳴き声等で区別することができ、習性等も微妙に異なるので、カラスの種類を判別を調べた上での対応が必要と考えます。

カラスの説明はこの辺にして、質問させていただきますが、電線にとまっているカラスを見るだけで、大人でも怖いと思われる方もおられるのではと思いますが、この対象鳥獣であるカラスの苦情や被害が防府市でどれくらいあるのか。また平成20年度から3年間の計画で、防府市鳥獣被害防止計画が作成されて、来年度は新規の見直しに入りますが、農林水産業以外にかかわる方も、このカラスによる被害を受けており、ある企業では、毎年、試行錯誤しながら対応されていますが、そういった幅広い被害状況や被害実績も考慮し、今後の計画に入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 鳥獣被害についての御質問にお答えをいたします。

まず、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であるカラスの苦情や被害が、防府市でどれくらいあるかという御質問についてでございますが、カラスによる被害は年間を通じて発生をしております。特に大道干拓の上田開作周辺や西浦干拓全域で、田植え後と成熟期の水稻の被害が毎年報告をされております。

また、時折、住宅地や公園などの身近な場所に巣をつくったカラスにつきましての御相談もいただくことがございます。

次に、防府市鳥獣被害防止計画の見直しに際し、農林水産業以外の被害状況や被害実績

も計画に入れてはどうかとの御提言についてでございますが、現行の被害防止計画におきましても、カラスによる被害区域は中山間地域だけでなく市街地にも及んでいる状況にあるとしておりますので、今後、実情に即した被害区域や被害状況の分析を行うとともに、防府市有害鳥獣捕獲対策協議会委員の皆様の御意見もお伺いしながら、計画に反映をさせたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。ぜひとも前向きに計画の中に入れていただきたいんですが、実はこの対象鳥獣の捕獲計画の中で、捕獲計画数の設定と考え方というものがございまして。果樹被害や生ごみの食い荒らしや散乱により、生活環境の悪化を招いている、このカラスでございますが、平成18年度の捕獲数が62羽、19年度が86羽、平成20年度が24羽となっておりますが、その後の推移を教えてくださいいただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

有害鳥獣捕獲許可によりますカラスの捕獲数につきましては、平成21年度が22羽、平成22年度が81羽、そして平成23年度につきましては、11月24日時点までの報告によりますと229羽というふうになっております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 最後、23年度が今現在で229羽という御答弁でございました。実は防府市の鳥獣被害防止計画の中で、捕獲を積極的に進めるとあって、カラスの捕獲計画数は200羽と計画しているのに、最後の数字だけは達成しとるんですが、そのほかはちょっと少ないんで、なかなかこの取り組み自体がどうなのかなというふうに私も思った次第ですが、まちなかで鉄砲を撃つわけにもいきませんし、カラスは賢い鳥で、一たん安全と認識すると、何度も訪れるとのことなんです。

ちょうど昨日の新聞なんですが、「カラスの記憶力、人間以上。1年後も色忘れず」という記事がございました。これはカラスの生態に関する研究を続けている宇都宮大の農学部の杉田教授とグループが、中部電力との共同実験で、カラスが少なくとも1年間は色を記憶できることを突きとめたというような記事がございました。なかなか実態というの難しい中ではございますが、カラスの生態をよく調べることは、これは今から被害を受けるための防止策になることなんで、この辺もしっかり皆さんで協議していただきたいというふうに思っております。

ある自動車メーカーも、このカラスには弱っております。私が、ある自動車メーカーと言っても一つしかないんでございますが、自動車部品の完成品を中関のプールに実は保管しておりますが、完成品の車には傷防止のラップガードという白いビニールを張りつけます。その中でサンルーフ付きの車限定でございますが、カラスがいたずらか、ルーフの上に乗って、そのラップガードのちょうど気泡が入った部分になる凹凸の部分ですが、その部分をくちばしで破り、サンルーフサイドのゴムを引きちぎる、こういう被害がございます。毎年、夏過ぎからこの時期、起こる被害ですが、実は手直し工数や車の移動、またテグス等の被害防止で、関係者も頭を悩ませております。

テグスの助成までしてくれとは言いませんが、せめて、幅広い被害状況や被害実績も考慮して、このようなことも実際にはあるということ、実は県に対しても国に対しても、やはり防府市として要望していただきたいというふうに私は思っております。この点、御所見があればお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 企業のカラスによります被害防止対策に何か助成制度はないかということでございますけれども、鳥獣被害防止特別措置法で示されました被害防止施策につきましては、農林水産業に係る被害を前提としております。また、対象につきましても、個人に対するものではなく、地域である程度まとまった範囲での被害対策に対する助成、これを今年度から導入したものでございます。

したがいまして、あくまでも農林水産業に係る被害が前提でございます。したがいまして、現在のところ現時点においては難しいものというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。難しいお話とありましたけれども、そうは言っても被害状況、かなりの手直し工数でございます。ぜひそういうのを計画の中で、まず1歩として、そういう被害があるんだよというのをお示ししていただきたい。

来年度はちょうど防府市の鳥獣被害防止計画も見直しに入るわけでございます。新規の作成になるわけでございますが、さらなる広域的な被害防止策が行える体制整備も含めて、検討していただきたいということを要望しておきます。

最後に、大きな質問の3番目になりますが、防府市の教育行政について質問させていただきます。

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、情報化や国際化など、社会環境が目まぐるしく変化する中で、我が国の教育をめぐる状況も大きく変化したこと

にかんがみ、平成18年に新しい教育基本法が施行されました。

私が言うまでもありませんが、改正後の教育基本法では教育の目的等も追加されており、一文を紹介させていただきますと、第2条も5つの項目に分けられ、第2条の2では、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」とあります。また、生涯学習の理念等、新設された部分も多々ありますが、約5年を経過した現在、教育委員会としてどう受けとめ、今後の教育にどう結びつけていこうとされているのか。

教育も幅が広いので、絞って質問させていただきますと、市内には子どもたちが机の上だけで学ぶだけでなく、体感し、創造性を培う体感型の施設や発想力を求められる、ものづくりの企業もあると思いますが、教育委員会としての連携をどのようにとっていくのかも大切な役目と思いますが、あすを担う大切な子どもたちの、幅広い教育方針のお考え方をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） まず、教育基本法の改正に伴い、教育委員会がそれをどう受けとめ、今後の教育にどう結びつけようとしているのかとの御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、昭和22年に制定された教育基本法が、教育を取り巻く環境の大きな変化に対応するために、平成18年に約60年ぶりに改正されました。

新しい教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代の教育理念を明示しており、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参加する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指しています。

議員御指摘の教育基本法第2条第2項は、これらの教育の目的を実現するための目標の一つでございまして、「自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と明記されています。ここに書かれている能力や態度は、小・中学校のキャリア教育の分野で育成しております。

キャリア教育とは、端的には「児童・生徒の一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育」のことであり、子どもたちが力強く生きていくために必要な資質や能力を育てていくという重要な役割が期待されております。

山口県教育委員会では、このキャリア教育を教育活動の展開に当たっての基軸の一つとらえており、防府市教育委員会でも平成19年度からキャリア教育推進研究プロジェクト

ト委員会を立ち上げ、2年間にわたってキャリア教育の進め方やキャリア教育を充実させるための研究を進めてまいりました。

平成20年度以降は、キャリア教育を防府市の教育の柱の一つに据え、社会見学や職場体験学習、福祉体験学習の充実を図るなど、実践的、体験的な活動を推進しているところでございます。

現在、市内の全小・中学校においても、キャリア教育に関する組織的、系統的な計画が作成され、それに基づいて学校の実態に応じて着実な実践がなされているところでございます。

ことしの11月には、キャリア教育に関する県の研究大会が市内、佐波中学校で開催され、「人としての自立」、「よりよい生き方」、「人としての学びの積み重ね」などについて、キャリア教育の視点から研究発表が行われたところです。

防府市教育委員会といたしましても、今後も児童・生徒一人ひとりがみずからの生き方について考え、夢を育むとともに、将来直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくための意欲、態度や能力を育んでいけるよう、学校を支援してまいります。

次に、幅広い教育を考慮したときに教育委員会としてどのような連携をとっていくのかという御質問についてお答えいたします。

教育基本法の改正に伴い、新しい学校教育法や学習指導要領においても、児童・生徒の生活体験の充実や機会の提供が明記されており、キャリア教育を推進する点からも、これまで以上に地域の教育施設や地元企業との連携が求められているところでございます。現在、山口県教育委員会では、社会全体による教育を推進するため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や地域の皆様を認証・登録し、子どものキャリア教育、体験学習活動の充実・活性化を図る「やまぐち教育応援団」を設置しております。

防府市においては、12月現在、84の事業所が山口教育応援団として登録されておりまして、今年度も、各学校や防府商工会議所を通じて、「やまぐち教育応援団」のさらなる拡大に努めているところでございます。

こうした「やまぐち教育応援団」をはじめ、市内の多くの企業の御協力もいただきながら、現在、すべての中学校で、2年生を対象にした職場体験学習を実施しております。

小学校においても、さまざまな業種の方から、仕事に対する思いや働くことの意義などについてのお話や、地元企業をお招きし、環境についてのお話をさせていただくなど、機会をとらえて連携を深めさせていただいております。

防府市教育委員会といたしましても、学校が地域の教育施設や地元企業、また地域の皆

様との連携をさらに深め、キャリア教育及び体験・学習活動の充実や活性化が図れるよう努めてまいります。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 時間がなくなりましたので、御要望だけしておきます。

私は、年間の授業日数もあることですから難しい話ですが、現状の見学や体験学習は、本当に適当な日数なのかどうなのかというのをしっかり協議していただいて、また、市内には青少年科学館ソラールがございまして。このソラールは、実はこういう体験学習にはもってこいの私は施設だと思っております。小学生高学年、中学生を対象としたものづくりの会社の企業も、企画展も、来年には計画されているようです。このソラールさんとの連携もしっかりとっていただいて、防府市のあすを担う大切な子どもたちの教育に御尽力をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、3番、山田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は11番、山根議員。

〔11番 山根 祐二君 登壇〕

○11番（山根 祐二君） 本日最後の質問となります。公明党の山根でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

現在、本市では市民サービスのため、木曜日に限り午後7時まで窓口業務の延長を行っております。これは市民が仕事を終えて、市役所での手続を行ったり、各種証明書の交付を受けられるよう配慮したものであります。しかしながら、週1日だけです。

防府市市民課事務概要を見ますと、平成22年度窓口事務取扱件数の中で最も多いのが住民票交付で、年間5万7,702件、2番目が印鑑証明書交付で4万2,412件であります。この中には、勤務先の昼休みの時間に急いで市役所に駆けつけたり、家族や知人に頼んだり、それでも不可能な方は平日に休みをとってこられる方もあるようです。平日の午後5時までに各諸手続を済ませるには、大変な苦勞をされている方もいらっしゃると思います。

以前、私は一般質問で、証明書の自動交付機を設置し、閉庁時でも証明書交付ができるよう要望したことがあります。しかし、本市のコンピュータシステムの状況や費用対効果などの理由から、実現には至りませんでした。

ところで、コンビニ交付サービスというのを御存じでしょうか。これは住民基本台帳カード、いわゆる住基カードを利用して住民票の写しや印鑑証明書を全国のセブンイレブンに設置されたキヨスク端末で取得できるというシステムであります。通常早朝6時

30分から深夜11時まで、休日関係なしで、しかも市外のコンビニであっても住民票と印鑑証明の交付が受けられます。行政側は住民サービスの向上と窓口業務効率のアップ、コストの低減が図れます。このサービスは2010年2月2日に千葉県市川市、東京都三鷹市及び渋谷区の3団体でスタートいたしました。その後、参加団体は順次拡大し、2011年4月時点で、全国41市町村が参加しております。

コンビニ交付サービスは、地方公共団体が単独で開発したものではなく、全国標準のシステムを民間と連携して共同利用する新しい行政サービスの形態として注目を集めています。中心となる組織は、財団法人地方自治情報センターで、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関として、住民基本台帳ネットワークシステムの運営を行っております。

地方自治体は、個別にコンビニ事業者と契約するのではなく、地方自治情報センターがコンビニ事業者と委託契約をしていますので、センターと契約することで、事務処理負担が大きく軽減をされます。さらに、コンビニでの証明書交付のポイントは、1、交付までの手続すべてをコンビニのキヨスク端末で行うので、他人の目には触れず、個人情報を守ります。2、専用の通信ネットワークを利用しているので、個人情報の漏えいを防止します。3、各種証明書にA4普通紙を使用します。4、証明書交付センターで偽造改ざん防止を施した証明書を作成します。5、キヨスク端末の音声や画面による住基カード、証明書の取り忘れ防止対策を実施します。以上、るる申し上げましたが、詳細については財団法人地方自治情報センターが問い合わせに応じております。

そこで質問をいたします。全国の住基カード交付状況は、前年度1年間で114万3,000枚、累計では558万9,000枚となっておりますが、本市では発行枚数は何枚で、全人口の何%なのか。また、住基カードの多目的団体数は182市町村であるが、本市で住基カードを利用して何ができるのか。

次に、22年度木曜日の時間延長時の窓口事務取扱数の状況はどうであるか。本市で電子申請をして受け取りに行く場合、宿直室対応は20時までであります。住民票と印鑑証明書の電子申請の状況はどうであるか。

最後に、本市で市民サービス向上のためコンビニ交付サービスを実施してはどうか。

以上、御答弁お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 11番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 市民サービス向上のために、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付を導入してはどうかとの御質問にお答えいたします。

まず、住基カードの交付状況でございますが、本年10月末現在、交付数4,461枚、

そのうち有効数3,802枚で、人口に占める割合は3.23%となっております。

また、住基カードの利用目的でございますが、公的な身分証明書としての利用のほかには、電子申請を利用する際の本人確認に利用されております。

次に、平成22年度の木曜日の窓口時間延長に伴う取扱件数でございますが、全体では1,803件の取り扱いがありまして、そのうち住民票の交付は632件、印鑑登録証明書の交付は619件でございます。また、平成23年度につきましては、10月末現在、全体では1,049件、そのうち住民票の交付は410件、印鑑登録証明書の交付は339件でございます。

次に、平成18年4月から実施しております電子申請の状況でございますが、平成22年度は住民票30件、印鑑登録証明書10件、平成23年度につきましては、10月末現在、住民票18件、印鑑登録証明書5件というふうになっております。

なお、市民課では平成19年3月から住民票と印鑑登録証明書の電話予約による申請を受け付けておりまして、こちらの状況をお示しいたしますと、平成22年度は住民票132件、印鑑登録証明書75件、平成23年度につきましては、10月末現在、住民票116件、印鑑登録証明書38件となっております。

最後に、コンビニ交付サービスの実施についてでございますが、平成22年2月のサービス開始以来、その取り扱い及び運用につきましては、主に総務省を通じて、情報の収集に努めてきたところでございます。

まず、コンビニ交付とはどのようなサービスかと申しますと、先ほど議員の御説明にもありましたように、住基カードを利用することにより、住民票の写し等の各種証明書をコンビニエンスストアで取得できるサービスでございます。交付できる時間帯は、年末年始を除き、朝6時30分から夜11時までとなっており、申請から交付まで、コンビニの従業員を介さず、すべて本人が機械操作を行うことから、個人情報の保護につきましても、銀行のATMと同様の配慮がされております。

以上のように、コンビニ交付サービスは、利用者にとりまして、市役所の開庁時間に関係なく、最寄りのコンビニで住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられることから、利便性の向上につながるサービスであることは同感でございます。

また、市にとりましても、窓口業務の効率化につながることなど、メリットも十分承知いたしておりますが、住基カードの普及率の低さに加え、市としての初期投資の費用、導入後にコンビニに支払う手数料や地方自治情報センターへの負担金、その他機器の保守料等を勘案いたしますと、早急な実施は難しいため、引き続き総務省や県内の状況等を注視し、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○11番（山根 祐二君） ありがとうございます。最初の住基カードの発行数、人口に対する割合という質問に対する答弁につきましては、4,461枚のうち有効が3,802枚、人口に対する割合は3.23%と、非常に低い割合であるということがわかりました。この住基カードを発行した方、また、発行するための、何に利用できるかということで、今、電子申請の際の本人確認には利用できるというような御答弁でございましたけれども、これは他市の状況を見ますと、印鑑登録証としての利用が93市あります。そして図書館カードとして、49市が利用しております。証明書自動交付機につきましては32市、その他申請書自動作成、公共施設予約等に利用している市町がございます。

まず、この住基カード、先ほども部長の答弁の中で、住基カード、発行が少ないということでもございましたけれども、住基カードの利用できる範囲を広げることが、カード発行推進につながるのではないかというふうに思っております。

また、先ほど答弁にもあったと思いますが、今後、運転免許証を持たない人、また、返納した人にとって、顔写真入りの証明書となる住基カードは、行政事務の際の本人確認等、非常に役立つというふうに理解をしております。

そういったことも考えて、発行を推進する必要があると思うのですが、この住基カード発行を推進する必要、これについてはどのように考えられますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） ただいま議員のほうからもありましたように、全国で182団体でしたですか、多目的利用ということをとってらっしゃいます。ただし、山口県内におきましては、下関市さんが自動交付機と印鑑登録証明書ということで、1市だけではございますが、いらっしゃいます。

どういったことに多目的に利用するかによって、カードの普及もやはり考える必要もありますが、まだ3.2%、県内の普及率も皆3%前後ということの中で、その辺の目的をどこまで広げていくかも含めて、やはり考えていく必要があろうかと思えます。決してこのまま3.2で終わってはいけないと思えますが、この辺、先ほどからありますように、木曜日だけ時間延長をしております、そういう利用客もいらっしゃることも含めて、この辺もいろいろ検討していく必要もあろうかとは思います。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○11番（山根 祐二君） 必要性は感じていらっしゃるようですが、まだまだ県内横並

び3%前後の普及率であるというカードについての御答弁であったようでございます。

木曜日の時間延長の利用者を先ほど御答弁いただきましたけれども、22年度が1,803件、23年度が1,049件と、1週間に一遍の実施でありますけれども、非常に多くの方が利用されている。

そして、電子申請については、平成22年度が住民票30件、印鑑登録10件、23年度は18件と5件というように、木曜の時間外、そして電子申請、さらには電話予約を入れますと、かなりの方が時間外に利用されている。また、その必要性があるということが、この数字にあらわれているというふうに理解できると思います。

このコンビニサービス実施、下関のことを先ほど言われましたけれども、下関の状況について、通告の後、若干調査をされたように思いますけれども、この状況について、調査されている内容で結構ですが、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 下関市の状況ということでございますが、先ほども申し上げましたように、平成22年2月に関東圏の3自治体でスタートいたしました、このコンビニサービスにつきまして、この4月1日現在で、全国で41自治体まで拡大しております。

近隣自治体の実施状況につきましてでございますが、県内におきましては、下関市が来年度実施を予定しておりますということでございます。

下関市に置かれましては、平成13年度に住民票と印鑑登録証明書の自動交付機を設置されておりますが、自動交付機の利用率が低いことから、代替案として、コンビニ交付を研究・検討されたとのことでございます。経費につきましては、自動交付機の場合の導入経費が約3,300万円、その年間の維持管理経費が約1,260万円ということとなっております。

一方、コンビニ交付に関する経費につきましては、財団法人地方自治情報センターによりますと、機器等の調達に係る概算費用として480万円、導入作業に係る概算経費として2,820万円、合計しますと設置時に係る経費は3,300万円程度になるわけでございます。

また、その後、毎年必要となる経費といたしまして、保守関連に係る概算費用といたしまして95万円、運営負担金として300万円、合計で、毎年度、証明書交付センターに対しまして、395万円が必要となっております。その他機器の保守に係る経費といたしましては、各自治体の実情にもよりますが、数百万円程度が必要ではないかというふうに思われます。

また、コンビニ事業者への委託手数料といたしまして、証明書1通当たり120円が必要となるわけでございます。コンビニ交付と自動交付機につきまして比較をいたしますと、費用的には大きな差はございませんが、利用できる箇所数や時間帯などを勘案しますと、コンビニ交付のほうが利便性は高いと思われまして、コンビニ交付導入につきまして、今後とも調査・研究を行ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○11番（山根 祐二君） 自動交付機の導入初期投資、初期費用とコンビニ交付サービスの初期費用、導入に関しては3,300万円程度と。自動交付機は1,260万円の年間経費が要るのに対しまして、コンビニ経費は、今、部長の答弁ですと年間約400万円というようなことで、若干低いかないというふうに感じますけれども、自動交付機は1カ所、コンビニ交付サービスとなりますと、防府市内に今、セブンイレブン、19店あると確認しておりますけれども、その19カ所ほとんどでコンビニ交付サービスが使えるようになるといったメリット、部長の答弁の中にもそういったことがありましたけれども、調査・研究ということを言われましたので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

自動交付機が費用が高いということと、自動交付機の場合には、職員の手によりまして、紙の交換とか、あるいはトラブルに対する機器の調整、メンテナンス、必要になりますけれども、この点につきましては、コンビニ事業者が対応しますので、その職員の対応は一切必要ないというようなメリットもありますので、つけ加えておきたいと思えます。

以前、周南市に勤務されている防府市民でございますが、言われておりました。住民票をとるために大変苦勞したと。通常勤務の場合、5時に防府市役所に行くのは不可能だということでありました。この本システム、コンビニサービスを導入すれば、この方でありましたら、周南市のコンビニに行きまして、昼休みにとれるというようなこともあるわけでございます。

この資料を見ていく中で、大体、日本全国1万5,000店、コンビニ交付機、キヨスク端末があるそうで、そういったところの利用も可能となるようでございます。

最初の答弁で、部長の御意見として早急な導入は難しいと、効果、メリットはわかる、理解しておるということでありましたが、初期投資ほか運用コストなどの関係で早急な導入は難しいということでもございました。

市長の御所見もここでお伺いしたいと思うんですが、このシステム、例えばプロジェクトチームを立ち上げましても、半年、1年とかかるように、資料を見てわかっておるわけでも、市長、この市民サービスには非常にメリットがあると部長の答弁

にもありましたけれども、こういったコンビニサービスについて、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、自動交付機よりはコンビニ交付ということのほうが、利便性ははるかにあるのではないかと考えております。

問題は費用でございます。市民サービスの一環として、本市では木曜日の窓口延長、また電子申請、あるいは電話予約というようなことで努力をいたしてきておりまして、一定の成果が上がり、また評価をちょうだいしているのではないかと、このように考えております。

41 全国の自治体がコンビニ交付ということで実施されているようでございますが、初期投資、あるいはコンビニに支払う経費等々のことを考えていくと、なかなか簡単に踏み込んでいきにくい市民サービスではないかなと、こんなふうに感じておりますので、部長が答弁いたしましたように、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○11番（山根 祐二君） ありがとうございます。残念ながら、それほど積極的な御答弁ではありませんでしたが、ぜひとも研究していただきまして、これから主流になると思うんです、これ。昨年度から始まったのが、もうここまで広まってきているということで、本当に利便性、その効率については、非常に効果があるということを認識されつつあるのではないかと思います。

最初に申しましたように、住民票交付で5万7,702件、印鑑証明で4万2,412件、年間、実績があります。これは窓口業務ですけれども、それだけ職員の方の手を煩わせておるといのが実態でございます。こういう窓口業務の軽減にもつながるものでございますので、将来的にはその効果というものは、初期投資、高いか安いかわかりませんが、そういったものにまた照らし合わせることはできるのではないかと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

最初の質問はこれで終わります。次の質問に入ります。

要介護認定を受けている方は、平成12年に介護保険制度がスタートして以来、10年間でおよそ2倍に伸びており、今後もさらに増加することが予想されております。防府市でも平成12年に2,813人であった要介護認定者が、平成20年には5,223人となり、8年間で1.85倍に伸びております。防府市では、要介護等認定者中、認知症自立度2以上の方は2,883人で、要介護認定者の中の55.2%となっております。

認知症自立度2とは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる状態を言います。一方、認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることがわかりにくいいため、誤解や偏見を持たれて困っているとの声が、介護家族から多く寄せられたそうであります。

こうした要望にこたえ、静岡県では介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために、全国で初めて、介護マークを作成しました。そして、次のような場合に使用するとして、その例を示しております。1、介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき。2、駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき。3、男性介護者が女性用下着を購入するとき。4、病院で診察室に入る際、一見、解除が不要に見えるのに2人で入室するときなどであります。

このマークは首から名札のように下げて、介護者であることを周囲の人に知らせるもので、静岡県は9月末までに1万1,630枚を作成し、このうち5,000枚を取り組みに賛同した京都市の認知症の人と家族の会に送付をいたしました。家族の会の長野県支部は、8月、50枚を取り寄せて、県内の会員に配り始めました。支部代表の関さんは、必要性は切実。配布数はまだ少なく、本格普及には遠いが、社会に認められるようになってほしいと話しています。

関さん自身、3年前に亡くなった認知症の母を介護する中で、公共施設などで介護中であることを伝える必要性を感じてこられました。駅や高速のサービスエリアといった混み合っている場所のトイレで、母を連れて待っているときなど、奇異の目で見られるのが大変だったとのこと。全国では山口県下関市が、市役所内での利用に貸し出したり、神奈川県海老名市が10月から市独自の図柄で導入する動きがあるということです。

下関で取り組むということは、新聞で見て、私も知っておったのですが、実は先日、介護士をしている市民の方から、ぜひ防府でも実施してほしいとの要望を受けまして、今回質問したところでもあります。

質問ですが、まず22年度防府市の要介護認定者の人数、そのうち認知症自立度2以上の人の人数を教えてください。また、施設介護、居宅介護の割合はどうであるのか。

次に、介護中であることを示す介護カードの配布を本市で実施してはいかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市の平成22年度の要介護認定者数と認知症自立度2以上の方の実態について

の御質問でございましたが、平成22年度末の要介護、要支援認定者数は5,646人で、このうち認知症自立度2以上の方は3,137人、率にしますと認定者の55.6%と相なります。

また、認知症自立度2以上の方の施設介護と居宅介護の割合につきましては、グループホームを含む介護施設に入所されている方は831人で26.5%となり、在宅で居宅介護を利用されながら生活されている方は2,306人で、73.5%となっております。

次に介護中であることを第三者に示す介護カードの配布についての御提言、御質問でございましたが、議員も御指摘のとおり、認知症の方の介護は、介護していることが周囲からわかりにくい、また、誤解や偏見を持たれる場合があるとの声もありまして、介護中であることがわかるようにと、静岡県が全国で初めて介護マークを作成され、本年4月から利用者に配布されていると聞いております。

また、静岡県が作成された介護マークの広い普及と周知が必要であるとしまして、京都市に本部のございます「公益社団法人 認知症の人と家族の会」では、厚生労働省に対して全国普及することを求める旨の要望書を提出されたと聞き及んでおります。

県内では、御指摘のとおり下関市が認知症家族の会からの要望を受けて、ことしの8月1日から1年間、市役所庁内での限定的な利用で試行し、広く意見を聴取されているところでございます。

介護カードを配布してはどうかという議員の御提言でございましたが、介護カードは認知症の方への誤解や、介護カードの悪用といった心配も懸念されるところでございまして、広い普及と周知が重要ではないかと考えております。

そこで、単市レベルでの取り組みではなく、国・県レベルの広域的な取り組みが必要ではないのかなど、こんなふうを考えているところでございます。

したがいまして、介護カードの配布につきましては、国・県の動向を見据え、先進事例の状況もしっかり把握しながら、認知症家族の会の方や地域密着型サービスの運営推進会議において、介護従事者や自治会長、民生児童委員など、関係者の方々から広く御意見も聴取しつつ、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますし、市長会等を通じまして、共同の話題としていくことも必要なことではないかと、そのようにも感じているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○11番（山根 祐二君） ありがとうございました。答弁の中で、介護カードの悪用も懸念されるというようなお話がありました。静岡県の取り組みも調査されたようでありま

すが、その中で、介護中カードを悪用したという事例はあったのでしょうか。その辺のところを教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

議員から御質問の最初の提示がございましたときに、静岡県にすぐ連絡いたしました。その資料をすべて送っていただきました。その中に、心配されることとして、外出時にトイレを付き添う場合などに、これ、例を挙げておられますけれども、そのときにこれを身につければ、これは介護のもらった分ですけれども、こういうのを皆配っておられるそうなんですけれども、これを身につけていけば異性のトイレに自由に入れるんじゃないかというような考えがあるということで、悪用されるんじゃないかという話があったようなんですけれども、静岡県のほうでは、配布時に、そういうことではないことを確認してお願いするという方法をとっておられるという文書がございます。ですから、その後、悪用があったかどうかというのは、私、まだ承知しておりません。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○11番（山根 祐二君） ありがとうございます。何でも考えれば切りがないんですけれども、静岡県のほうではそういう事例はないように聞いております。

そして、配布するときには相手の状況をよく聞いて、すべての人に配布するのではなく、必要な人に、相手を確認して配布しておるというような御返事ございました。

市長の答弁は、残念ながら国・県のレベルの動向を見ながらということで、単市レベルでは非常に難しいと。調査・研究というような御答弁ございました。

こういったシステムでございますけれども、先日、11月の毎日新聞の記事には、介護中カード、これは愛知県の知立市というところが導入するという記事もございました。ここも高齢者夫婦の老老介護や、母親と息子など、異性間の介護では、場所によって周囲から不審がられ、不便が生じることがあると。知立市も効果を確かめることにしたということで、希望者に配るというふうな記事でございます。

また、近いところでは広島市安佐南区で、この年末から配布をするそうであります。これは介護の家族交流会とか、男性介護者の集いというのがありまして、そこに参加された方から、介護カードの配布の要望があったということです。

先ほどの悪用されないような対策というのを聞いてみたんですけれども、これは発行者の名前をカードに明記するとか、そういったカードをホームページから容易にダウンロードできないようにするというふうな工夫をされているそうであります。これは広島も静岡県も同じであります。承諾がとれた人には、使用状況を後で聞くために、配布の際に住

所・氏名を聞くというような工夫もされておるといような話でございました。

なかなか、いろんなことを始めるに当たっては、いろんな懸念も出てくるのは当然だろうと思います。下関市でやっておりますのは、8月1日からでございます、下関に聞いてみると、始めたんですかと聞きますと、試行していると、試行期間であると、試しの期間であるというふうに言われておりました。そして8月1日から11月、2週間ぐらい前に聞いたんですけれども、4カ月ぐらいの間に、利用はありましたかと聞きますと、1件もありませんというような話でありました。これは庁内で利用するという事に限っておりますので、それでは問い合わせはなかったんですかと聞いてみますと、問い合わせは6件ありました。どういう内容ですかと言うと、配布してほしいというような内容であったと伺っております。

こういった要望は順次出てくるのではないかと思います。そして、防府市の第5次高齢者福祉計画を見ても、高齢者、要介護認定者、あるいは認知症自立度2以上の推計も示されておまして、平成26年度にはどうなるかということも書いておられます。現在より891人増えるというような推計もされております。こういった方々が増えていくにつれて、先ほど、グループホームを含めまして施設介護が831人、在宅介護が2,306人というようなお話もありましたけれども、在宅介護の場合、それに付き添うのは家族であったり、あるいは介護士の方であったりするわけで、特に、私も、防府市の方に話を聞いた際には、男性介護者が女性の方を介護する場合に、こういった、いろいろ奇異な目で見られるという事実があったように伺っております。

こういったところも考えていただきまして、こういったカードを市を挙げて周知、告知した上で、いろんな悪用されることも事前に防ぎながらやるということが必要ではないかと思っておりますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、11番、山根議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 2時43分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月7日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 藤本和久

防府市議会議員 田中敏靖

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月7日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員